

お く が い こ う こ く ぶ つ

福井市屋外広告物条例の 手引き

福 井 市

最終更新：令和7年6月

目 次

	＜ページ＞
① 屋外広告物の規制について	1
② 規制内容 ー禁止・許可地域、禁止物件等、及び許可基準ー	6
③ 許可申請等の手続	3 0
④ 屋外広告業の登録制	3 4
⑤ 福井市屋外広告物条例、同施行規則の経過措置	3 7
お問い合わせ先	3 9
資料（告示の一部抜粋、手数料早見表、別図の一部抜粋）	4 0

① 屋外広告物の規制について

● 「屋外広告物」とは

屋外で、公衆に対し、常時又は一定の期間継続して表示（設置）される広告板、広告塔、広告幕、のぼり、アドバルーン、貼り紙、貼り札、立看板などをいいます。

社会経済活動における情報伝達の媒体として、また、まちの活気や賑わいを演出するものとして、重要な役割を果たしています（詳細は次ページ参照）。

● 屋外広告物に係る法体系

本市では、「屋外広告物法」に基づく「福井市屋外広告物条例・施行規則」により、屋外広告物の表示（設置）を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準を定めています。屋外広告物を表示（設置）しようとする場合には、原則として市長の許可を受ける必要があります。



● 法律上の「屋外広告物」の定義

「屋外広告物」とは、次に掲げるものを指します〔屋外広告物法第2条〕。

- ①常時又は一定の期間継続して、②屋外で、③公衆に表示されるものであって、
④看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔・広告板、建物その他の工作物等に掲
出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

<参考>

- 内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。
- 1日に数時間表示・撤去を繰り返すものであっても、「①一定の期間継続して」に当たり、屋外広告物に該当します。
- 「②屋外で」表示される広告物が規制の対象となります。屋内に表示される広告物は、屋外広告物に該当しません。
- 「③表示する」とは、一定の観念、イメージ等が表示されていることを指します。単なる絵画や写真で、営利目的と関係がないものであっても、屋外広告物に該当します。

● 屋外広告物を規制する目的

屋外広告物について、法・条例がこのような様々なルール（規制基準）を定めている目的は、大きく2つあります。

良好な景観の形成・風致の維持

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素の一つです。

その大きさ、高さ、設置場所等によっては、良好な景観の形成に寄与することもあります。無秩序に表示（設置）されると、周辺景観との調和を欠き、良好な景観や風致を損なうことにもなりかねません。

公衆に対する危害の防止

屋外広告物を何らのルールなしに表示（設置）できることとなると、倒壊・落下等の事故が発生し、公衆に対して危害が及ぶことになりかねません。

また、道路（交差点）や信号機、道路標識の見通しを妨げると、交通安全上問題となる場合もあり得ます。

●屋外広告物の区分

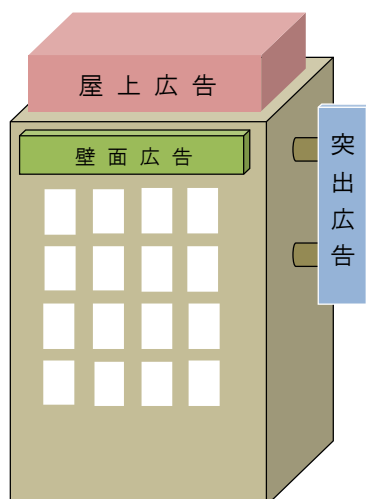
(1) 福井市屋外広告物条例では、屋外広告物を次のように区分しています。

[規則別表第2]

区 分	説 明
貼り紙	紙製のもので建物その他の工作物等（以下「工作物等」という。）に貼り付けられたもの及びこれに類するもの
貼り札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに表示し、又はこれらに紙等を貼り付け、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられたもの及びこれらに類するもの
立看板	工作物等に立て掛けられたもの又は自立しているもので容易に移動できるもの及びこれらに類するもの
のぼり	容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）及びこれに類するもの
広告板	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が平面的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
広告塔	土地に設置され、又は工作物等に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもので、その構造が角柱又は円柱等の立体的なもの（工作物等に塗料等を用いて直接表示されるものを含む。）及びこれらに類するもの
電柱広告	電柱、街灯柱その他これらに類するもの（以下「電柱等」という。）に取り付けられ、若しくは巻き付けられ、又は塗料等を用いて直接表示されたもの及びこれらに類するもの
広告幕	工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたもの及びこれに類するもの（のぼりを除く。）
気球広告	気球を利用して、空中に表示されたもの及びこれに類するもの
移動広告	鉄道の車両、自動車その他移動する物体に表示され又は取り付けられたもの及びこれらに類するもの
あんどん ぼんぼり	あんどん又はぼんぼりの形状をしたもので、一時的かつ簡易なものと及びこれらに類するもの

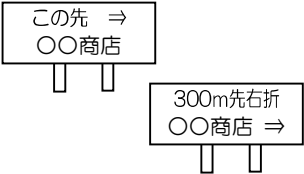
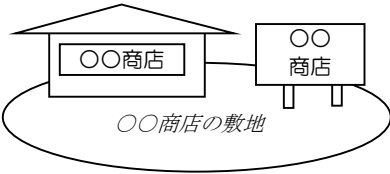
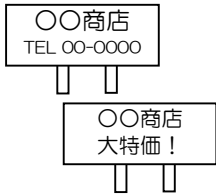
※建物に表示（設置）する広告物は、上記区分以外に「建物利用広告」という区分を用いることがあります。屋上広告・壁面広告・突出広告など様々な形態が見られます。

(建物利用広告の例)



分類	表示又は設置の方法
屋上広告	建物の屋上に容易に取り外すことができない状態で取り付けられたもの
突出広告	建物の壁面に容易に取り外すことができない状態で、壁面から突き出して取り付けられたもの
壁面広告	建物の壁面に取り付けられたもの（壁面に塗料等を用いて直接表示する方法を含む。）

(2) 機能(表示(設置)される目的)に着目すると、次のように分類できます。

分類	案内広告物	自家用広告物	一般広告物
意義	事業所等に案内するために設置する広告物で、案内しようとする事業所等の名称及び当該事業所等に案内する方向が表示されているもの	自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示(設置)する広告物	左記以外の広告物
イメージ			

条例で定めるルール（大原則）

①屋外広告物を表示（設置）するときは、「市長の許可」が必要です。

屋外広告物を表示（設置）する場合、原則として福井市に許可申請し、市長の許可を受けなければなりません。

なお、表示（設置）できる場所・面積・高さ等には、一定の制限があります（広告物の表示（設置）を禁止する地域や、面積・高さ等に関する許可基準が設定されています）。

また、広告物等表示管理者を指定し、届け出る必要があります（ただし、貼り紙・貼り札・立看板・ぼんぼり・あんどん等は不要です）。

⇒詳細は「② 規制内容」（6ページ～29ページ）を参照してください。

②福井市内で屋外広告物の表示（設置）に関する営業（屋外広告業）を行うときは、「市長の登録」を受けなければなりません。

福井市内に屋外広告物を表示（設置）する屋外広告業者は、県内・県外の業者を問わず、福井市長の登録を受けなければなりません。

登録を受けるには、屋外広告士の資格や都道府県・政令市・中核市の主催する屋外広告物講習会の修了者など、一定資格を持つ者を「業務主任者」として営業所ごとに選任する必要があります。

- ・登録業者には、市長から「屋外広告業登録証」が発行されます。
- ・登録業者には、営業所に「屋外広告業者登録票」を掲示する義務があります。
- ・登録業者の「登録簿」は、福井市役所で閲覧できます。

③福井県で登録を受けている屋外広告業者の方は、その旨を市長に届け出ることで、福井市で登録を受けたものとみなします。（特例届出）

福井市以外の県内市町でも屋外広告業を営業する場合は、先に福井県に登録手続を行った上で、福井市に「特例屋外広告業届出書」を提出してください。

- ・添付書類として、福井県の屋外広告業登録証の写し及び業務主任者の資格者証の写しが必要です。

⇒詳細は「④ 屋外広告業の登録制」（34ページ～36ページ）を参照してください。

② 規制内容 ― 禁止・許可地域、禁止物件等、及び許可基準―

1 5つの規制地域〔条例第3条第2項、第5条第2項、規則別表第一〕

規制内容に応じて、次の5つの地域に区分されます。

禁止地域等			許可地域等	
第一種禁止地域	第二種禁止地域	第三種禁止地域	特定制限地域	許可地域

2 禁止地域等〔条例第3条、規則別表第一、福井市告示〕

次の地域では、広告物の表示（設置）は原則禁止されています（一定面積より小さい自家用広告物など、例外的に表示（設置）可能な場合があります（→7 適用除外参照））。

第一種禁止地域	禁止地域	指定箇所
	①都市計画法による地域地区のうち、風致地区	福井城址風致地区、足羽山風致地区、足羽川風致地区
	②史跡・名勝・天然記念物に指定された地域	〔国指定史跡〕一乗谷朝倉氏遺跡、燈明寺畷新田義貞戦歿伝説地、免鳥長山古墳 〔国指定名勝〕一乗谷朝倉氏庭園、養浩館（旧御泉水屋敷）庭園 〔国指定天然記念物〕アラレガコ生息地 〔国指定重要文化的景観〕越前海岸の水仙畑 〔県指定史跡〕足羽山古墳群、北堀貝塚、御葦山古墳群、お城山古墳、清原宣賢卿墓所 〔県指定天然記念物〕真杉家のタラヨウ ※天然記念物のうち、地域が特定されない動物を除く。
	③都市公園	
	④港湾、空港、駅前広場のうち市長が定める地域	福井駅西口広場、福井駅東口交通広場
	⑤官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院、公衆便所、博物館等の公共施設の敷地内	
	⑥火葬場、葬祭場、社寺、教会の敷地	

第二種禁止地域	禁止地域	指定箇所
	①史跡・名勝・天然記念物に指定された地域のうち、市長が定める周囲の地域	養浩館(旧御泉水屋敷)庭園
第二種禁止地域	②市長が定める道路の両側300mの範囲（商業地域等を除く）	〔一般国道〕 ・305号(石橋町(国道416号との交差点)～ハツ俣町(越前町境)まで) 〔主要な県道〕 ・鯖江美山線（浄教寺町(金谷トンネル福井市側出入口)～安波賀町(県道篠尾勝山線との交差点)まで

第三種禁止地域	禁止地域	指定箇所
	①都市計画法による地域地区のうち、以下の地域地区 ・ 第一種低層住居専用地域 ・ 第二種低層住居専用地域 ・ 第一種中高層住居専用地域 ・ 第二種中高層住居専用地域 ・ 田園住居地域	田園住居地域のみ市内に該当箇所なし
	②都市公園のうち、市長が定める周囲の地域(商業地域等を除く)	福井市総合運動公園 福井市東山健康運動公園
	③高速自動車道、自動車専用道路の両側500mの範囲(商業地域等を除く)	北陸自動車道の全区間 中部縦貫自動車道の全区間
	④市長が定める道路の両側300mの範囲(商業地域等を除く)	〔一般国道〕 ・ 8号(全区間) ・ 158号(全区間) ・ 305号(白方町(坂井市境)～石橋町(国道416号との交差点)まで) ・ 364号(宇坂大谷町(永平寺町境)～田尻町(国道158号との交差点)まで) ・ 416号(全区間) ----- 〔主要な県道〕 ・ 鯖江美山線(浄教寺町(鯖江市境)～浄教寺町(金谷トンネル福井市側出入口)まで) ・ 福井朝日武生線(下江守町(市道中央3-420号線との交差点)～在田町(越前町境)まで) ・ 福井加賀線(全区間) ・ 福井金津線(全区間) ・ 篠尾勝山線(篠尾町(国道158号との交差点)～市波町(国道158号下新橋北詰)まで)
	⑤公共施設の敷地のうち、市長が定める周囲の地域(商業地域等を除く)	ふくい健康の森 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館 福井県立音楽堂 福井県立こども歴史文化館 福井県立図書館 福井県立武道館
	⑥北陸新幹線沿線両側500m(商業地域等を除く)	北陸新幹線

※禁止地域が重複する場合は、「第1種禁止地域＞第2種禁止地域＞第3種禁止地域」のように規制内容の強い地域が優先されます。

※「商業地域等」とは、都市計画法に規定する「第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域」のことです。

※禁止地域のうち、現在該当する地域、場所がないもの

条例で「市長が定める地域」「市長が定める場所」と規定しているが、現在、市長が指定を行っていないものは、（市長指定なし）と表記しています。

- ・都市計画法に規定する田園住居地域〔条例第3条第1項第1号〕
- ・景観法に基づく区域〔条例第3条第1項第2号、第3号〕
- ・重要文化財、重要有形民俗文化財の建造物の敷地（市長指定なし）
〔条例第3条第1項第4号〕
- ・伝統的建造物群保存地区〔条例第3条第1項第4号〕
- ・県指定の有形文化財、有形民俗文化財の建造物の敷地（市長指定なし）
〔条例第3条第1項第6号〕
- ・市指定文化財に指定された建造物の敷地（市長指定なし）
〔条例第3条第1項第8号〕
- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
〔条例第3条第1項第10号〕
- ・福井県自然環境保全地域に指定された地域〔条例第3条第1項第11号〕
- ・国立公園、国定公園（市長指定なし）〔条例第3条第1項第12号〕
- ・福井県立自然公園に指定された地域〔条例第3条第1項第13号〕
- ・保安林のうち、名所、旧跡の風致の保存のため指定されたもの
〔条例第3条第1項第14号〕
- ・その他、良好な景観形成又は風致の維持を図るため市長が定める場所
〔条例第3条第1項第24号〕

3 許可地域等 [条例第5条第1項]

広告物を表示（設置）する場合には、市長に許可申請書を提出し、あらかじめ許可を受けなければなりません。

4 許可地域等の区分 [条例第5条第2項、規則別表第1、福井市告示]

許可地域等には、特定制限地域と許可地域の2つの地域区分があります。

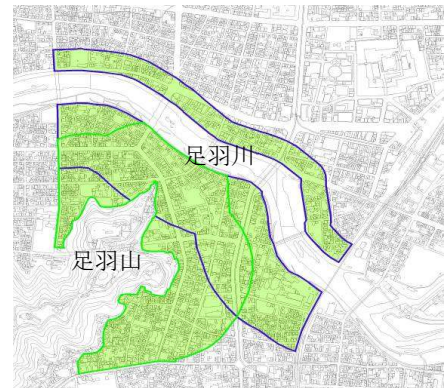
(1) 特定制限地域

① 足羽山と足羽川の周辺

○足羽山愛宕坂展望台からの眺望景観



＜特定制限地域の範囲＞



(2) 許可地域

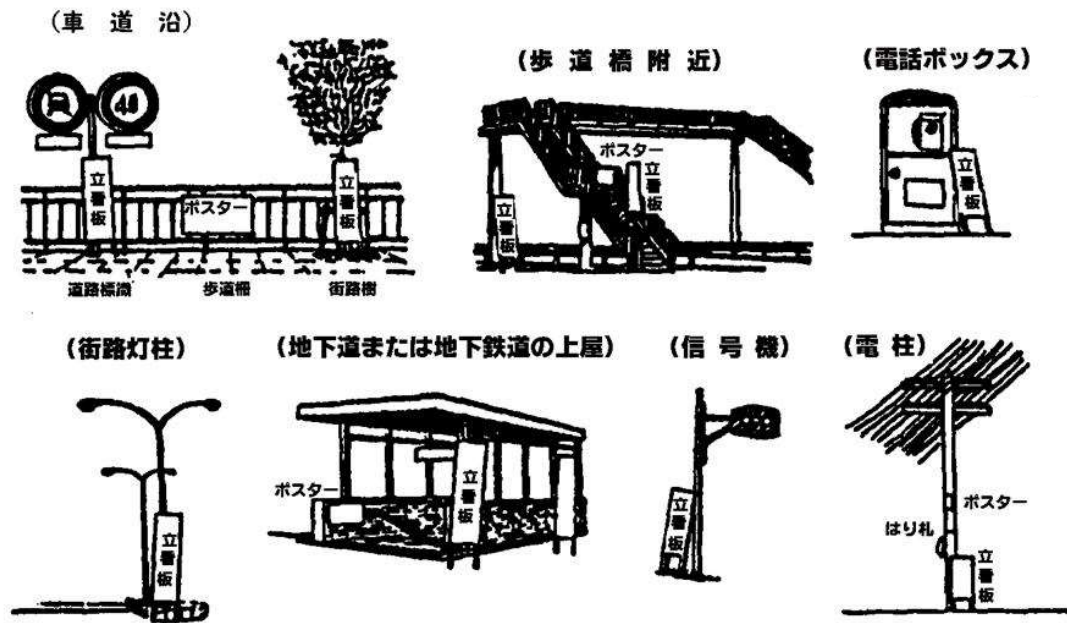
許可地域の範囲は、禁止地域と特定制限地域を除く福井市内の全域です。

5 禁止物件 [条例第4条]

次の物件に対する広告物の表示（設置）は、原則禁止されています（一定面積より小さい自家用広告物など、例外的に表示（設置）できる場合があります（→7 適用除外参照））。

- ① 橋りょう、トンネル、高架構造物、地下道、分離帯
- ② 石垣、擁壁など
- ③ 街路樹、路傍樹
- ④ 銅像、神仏像、記念碑など
- ⑤ 信号機・道路標識（これらを設置した電柱等を含む）、道路上の柵、こまどめ、里程標など
- ⑥ 消火栓、火災報知機
- ⑦ 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電設備
- ⑧ 送電塔、送受信塔、照明塔、火の見やぐら
- ⑨ 煙突、ガスタンク、水道タンクなど
- ⑩ 電柱、街灯柱など（貼り紙、貼り札、立看板、のぼりの禁止）

(禁止物件のイメージ)



6 禁止広告物 [条例第10条]

次の広告物については、表示（設置）が禁止されています。

- ① 汚染、退色又は塗料が剥離したもので、著しく美観風致を損なうおそれのあるもの
- ② 破損又は老朽したもので、著しく美観風致を損ない、又は公衆に危害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 倒壊又は落下するおそれのあるもの
- ④ 形状、色彩、意匠その他の表示の方法が著しく美観風致を損なうおそれのあるもの
- ⑤ 1箇所に同一のものを多数集中して表示するもの
- ⑥ 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑦ 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

7 適用除外 [条例第9条、規則第9条、第10条]

一定の要件に適合する広告物は、以下のとおり規制内容を緩和しています。

(1) 次の広告物は、許可を受けることなく、禁止物件、禁止地域等及び許可地域等に表示（設置）することができます。

- ① 法令の規定により表示（設置）する広告物
- ② 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示（設置）する広告物で、次に掲げるもの
 - ・ 災害、事故その他緊急時に表示（設置）するもの
 - ・ 公共施設の管理又は利用者の利便のために表示（設置）するもの
- ③ 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示（設置）する広告物で、市長に協議したもの
- ④ 公職選挙法による選挙運動のために表示（設置）する広告物

(2) 次の広告物は、許可を受けることなく、禁止地域等又は許可地域等に表示（設置）することができます。

- ① 自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示（設置）する広告物（以下「自家用広告物」という。）で、次表の要件に適合するもの
- ② 自己の土地又は物件を管理するため表示（設置）する広告物（以下「自己管理広告物」という。）で、次表の要件に適合するもの

禁止地域等	許可地域等
・ 1 敷地につき総表示面積が5㎡以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの	・ 1 敷地につき総表示面積が10㎡以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの

- ③ 工事現場の仮設の囲いに表示する広告物（宣伝の用に供するものを除く）
- ④ 冠婚葬祭、祭礼等のため表示（設置）する広告物で、表示（設置）の期間が1月以内のもの
- ⑤ 講演会、展覧会、音楽会等のため会場の敷地内に表示（設置）する広告物
- ⑥ 鉄道の車両又は自動車に表示する広告物で、次表の基準に適合するもの

	表示寸法		表示箇所
鉄道の車両	縦 0.6m以下	横 0.9m以下	2箇所以内
自動車	縦 0.42m以下	横 0.6m以下	3箇所以内

- ⑦ 人、動物、船舶等に表示される広告物
- ⑧ 地方公共団体又は自治会等が設置した公共掲示板に表示される広告物
- ⑨ 鉄道の車両又は自動車に表示する広告物で、使用の本拠が他自治体の屋外広告物条例の適用を受ける区域内にあり、当該条例に適合するもの

(3) 次の広告物は、許可を受けた場合に限り、禁止地域に表示（設置）することができます。

- ① 自家用広告物のうち（2）①の要件による適用除外を受けられないもの（※自己管理広告物は、この適用除外に含まれません。）
- ② 公共の安全、環境の保全等公共的目的をもって表示（設置）される広告物
- ③ 鉄道の車両又は自動車に表示する広告物

(4) 次の広告物は、許可を受けた場合に限り、一部の禁止地域等に表示（設置）することができます。

事業所等に案内するために表示（設置）する広告物で、案内しようとする事業所等の名称及び当該事業所等に案内する方向が表示されているもの（以下「案内広告物」という。）

⇒ ・ 第2種禁止地域
・ 第3種禁止地域

のうち、
24ページ「③案内広告物を表示（設置）することができない場所」を除く地域に表示（設置）できます。

ただし、個数・範囲の制限があります。（→23・24ページ参照）

(5) 擁壁・送電塔・煙突は禁止物件のため、通常は広告物を表示（設置）できませんが、次の要件に該当する場合、禁止物件の規定は適用されません。

※ただし、下記に該当する場合でも擁壁・送電塔・煙突が立地している地域（禁止地域又は許可地域）の規制は受けますので、次の要件を満たし、かつそれぞれの地域の許可基準等に適合する場合のみ表示（設置）が可能となります。

- ① 自家用広告物又は自己管理広告物を、自己の所有又は管理する物件に表示（設置）するもので、次表の基準に適合するもの

	擁壁、送電塔等	煙突等
自家用広告物	5 m ² 以内	表面積の10分の1以内
自己管理広告物	5 m ² 以内	表面積の10分の1以内

- ② 宣伝の用に供しない広告物で、煙突等に表示するもの

8 許可基準 [条例第5条第1項、第9条、第11条、規則第11条]

広告物は、以下の基準に適合する必要があります。

(1) 共通基準

- ・ 広告物の位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠等が周囲の景観と調和するものであること。
- ・ 広告物の裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても塗装その他の装飾がなされたものであること。
- ・ 広告物に使用する色の彩度が、景観法第8条第1項の景観計画に適合すること。

※福井市では景観法の規定に基づく「福井市景観計画」及び「福井市景観条例」を制定しており、福井市都市政策部都市整備課が所管しています。

景観計画等の詳細は都市整備課のホームページをご参照いただくか、直接お問い合わせください。

⇒<http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d360/compact/index.html>

TEL 0776-20-5454（都市整備課直通）

- ・ 広告物等に使用する色の数は、できる限り少なくすること。
- ・ 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- ・ 容易に腐朽し、又は破損しない材料を使用したものであること。
- ・ 風雨、地震、衝撃等により容易に破損、倒壊、落下するおそれのないものであること。

一般広告物：特定制限地域・許可地域

※第一～三種禁止地域には

一般広告物は設置できません

(2) 一般広告物の許可基準

※ 自家用広告物と案内広告物にはこの基準は適用されません。

区 分		特定制限地域の基準	許可地域の基準
はり札 立看板 のぼり		・表示面の縦の長さ2 m以下、横の長さ1 m以下 ・高さ3 m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
広告板 広告塔		・表示面積20 m²以内 ・高さ8 m以下 ・1の敷地における広告板及び広告塔（建物利用広告物を除く。）の表示面積の合計20 m²以内 ・他人の住所地等内の1の敷地に表示・設置する場合、当該住所地等内における広告板・広告塔の表示面積の合計が20 m²以内（他人が表示（設置）するものの表示面積を含む）	・表示面積30 m²以内 ・高さ10 m以下 ・1の敷地における広告板及び広告塔（建物利用広告物を除く。）の表示面積の合計30 m²以内 ・他人の住所地等内の1の敷地に表示・設置する場合、当該住所地等内における広告板・広告塔の表示面積の合計が30 m²以内（他人が表示（設置）するものの表示面積を含む）
電柱 広告	突出 型	・表示面の縦の長さ1.2 m以下、横の長さ0.6 m以下 ・電柱等1本につき1個 ・下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと	
	巻付 型	・表示面の横の長さ1 m以下 ・地面から下端までの高さ1 m以上 ・電柱等1本につき1個又は1箇所 ・下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと	
広告幕		・表示面積30 m²以内 ・道路の上空を横断するものは、縦の長さ1 m以下	
屋上広告		・取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの1/2以下かつ5 m以下 ・屋上の端から突出しないこと ・主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下	・取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの2/3以下かつ10 m以下 ・屋上の端から突出しないこと ・主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が1以下

	・ 視点場（足羽川右岸、足羽山）から展望できるものは、表示（設置）しないこと	
突出広告	・ 1つの壁面につき3個以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと	・ 道路の敷地への突出し1m以下
壁面広告	・ 1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積：100㎡以内] ・ 当該壁面の面積の1/2以内かつ20㎡以内 [当該壁面面積：100㎡超] ・ 当該壁面の面積の1/5以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・ 視点場（足羽川右岸、足羽山）から展望できる建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	・ 1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積：100㎡以内] ・ 当該壁面の面積の1/2以内かつ20㎡以内 [当該壁面面積：100㎡超] ・ 当該壁面の面積の1/5以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

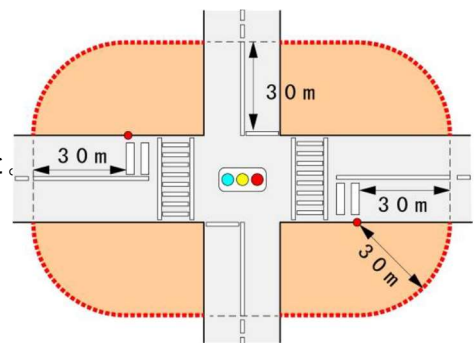
- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること

※次のいずれかに該当する信号交差点に係る停止線から30m以内の範囲には表示（設置）しないこと

- 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして市長が定めるもの（以下「**重要交差点**」という。）〔巻末資料【告示】参照〕
- 一般国道と一般国道が交差するもの
- 一般国道と県道が交差するもの
- 一般国道と市道が交差するもの
- 県道と県道が交差するもの

<信号交差点周辺の規制イメージ>

上記 i ~ V の信号交差点の停止線から30mの範囲には一般広告物を表示（設置）しないこと。



(3) 自家用広告物の許可基準

①禁止地域等における自家用広告物の基準

区 分	第一種禁止地域の基準	
はり札 立看板 のぼり	・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上	≪総量規制≫ 1 の敷地における 表示面積の合計 10 m ² 以内
広告板 広告塔	・ 高さ 3 m 以下	
屋上広告	・ 表示（設置）しないこと	
突出広告	・ 道路の敷地への突出し 1 m 以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと	
壁面広告	・ 1 つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積：100 m² 以内〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 2 以内かつ 20 m² 以内 〔当該壁面面積：100 m² 超〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 5 以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・ 建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと（ただし、交通の危険防止のため又は救急医療の施設であることを表示するためのものは使用可）
- ・ 映像による表示をしないこと

自家用広告物：第二種禁止地域

区 分	第二種禁止地域の基準	
はり札 立看板 のぼり	・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上	≪総量規制≫ 1 の敷地における 表示面積の合計 2 0 m ² 以内 （ただし、国立公園等の地域は、1 0 m ² 以内）
広告板 広告塔	・ 高さ 5 m 以下	
屋上広告	・ 取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの 1 / 2 以下かつ 2 m 以下 ・ 屋上の端から突出しないこと ・ 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が 1 以下 ・ 視点場（養浩館庭園）から展望できるものは、表示（設置）しないこと	
突出広告	・ 道路の敷地への突出し 1 m 以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと	
壁面広告	・ 1 つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積：1 0 0 m² 以内〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 2 以内かつ 2 0 m² 以内 〔当該壁面面積：1 0 0 m² 超〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 5 以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・ 視点場（養浩館庭園）から展望できる建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと（ただし、交通の危険防止のため又は救急医療の施設であることを表示するためのものは使用可）
- ・ 映像による表示をしないこと

自家用広告物：第三種禁止地域

区 分	第三種禁止地域の基準	
はり札 立看板 のぼり	・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上	≪総量規制≫ 1 の敷地における 表示面積の合計 30 m ² 以内
広告板 広告塔	・ 高さ 8 m 以下	
屋上広告	・ 取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの 1 / 2 以下かつ 4 m 以下 ・ 屋上の端から突出しないこと ・ 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が 1 以下	
突出広告	・ 道路の敷地への突出し 1 m 以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと	
壁面広告	・ 1 つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積：100 m² 以内〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 2 以内かつ 20 m² 以内 〔当該壁面面積：100 m² 超〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 5 以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと	

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 屋間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと（ただし、交通の危険防止のため又は救急医療の施設であることを表示するためのものは使用可）
- ・ 映像による表示をしないこと

②許可地域等における自家用広告物の基準

区 分	特定制限地域の基準
はり札 立看板 のぼり	・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上
広告板 広告塔	・ 高さ 8 m 以下 ・ 1 の敷地における広告板及び広告塔（建物利用広告物を除く。）の表示面積の合計 30 m² 以内（他人が表示（設置）するものの表示面積を含む）
広告幕	・ 表示面積 30 m² 以内
屋上広告	・ 取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの 1 / 2 以下かつ 5 m 以下 ・ 屋上の端から突出しないこと ・ 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が 1 以下 ・ 視点場（足羽川右岸、足羽山）から展望できるものは、表示（設置）しないこと
突出広告	・ 道路の敷地への突出し 1 m 以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと
壁面広告	・ 1 つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積：100 m² 以内〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 2 以内かつ 20 m² 以内 〔当該壁面面積：100 m² 超〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 5 以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・ 視点場（足羽川右岸、足羽山）から展望できる建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 屋間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること

自家用広告物：許可地域

区 分	許可地域の基準
はり札 立看板 のぼり	・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上
広告板 広告塔	・ 高さ 10 m 以下 ・ 1 の敷地における広告板及び広告塔（建物利用広告物を除く。）の表示面積の合計が次のとおりであること ・ 建物の延べ面積が 1,000㎡ 以下のときは、30㎡ 以内 1,000㎡ を超え 1 万㎡ 以下のときは、50㎡ 以内 1 万㎡ を超えるときは、80㎡ 以内 （いずれも他人が表示（設置）するものの表示面積を含む）
広告幕	・ 表示面積 30㎡ 以内
屋上広告	・ 取付場所から上端までの高さが、地面から当該取付場所までの高さの 2 / 3 以下かつ 10 m 以下 ・ 屋上の端から突出しないこと ・ 主たる面について縦の長さを横の長さで除した数値が 1 以下
突出広告	・ 道路の敷地への突出し 1 m 以下 ・ 壁面の上端から突出しないこと
壁面広告	・ 1 つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること 〔当該壁面面積：100㎡ 以内〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 2 以内かつ 20㎡ 以内 〔当該壁面面積：100㎡ 超〕 ・ 当該壁面の面積の 1 / 5 以内 ・ 壁面の端から突出しないこと ・ 取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること

(4) 案内広告物の許可基準

①禁止地域等における案内広告物の基準

- ・ 第一種禁止地域には設置しないこと
- ・ 立看板、広告板、広告塔又は電柱広告の区分に該当するものであること
- ・ 建物を利用して表示（設置）するものでないこと

区 分		第二種禁止地域の基準
立看板		・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上
広告板 広告塔		・ 1 つの事業所等に案内するために表示（設置）する場合は次のとおりであること ・ 1 面の表示面積は 1 m² 以下とし、表示面積の合計は 2 m² 以下 ・ 高さ 2 m 以下 ・ 2 つ以上の事業所等に案内するために統合して表示（設置）する場合は次のとおりであること ・ 1 面の表示面積は 5 m² 以下とし、表示面積の合計は 10 m² 以下 ・ このとき、1 つの事業所等当たりの表示面積は 1 m² 以下とし、表示面積の合計は 2 m² 以下 ・ 高さは 5 m 以下
電柱 広告	突出 型	・ 表示面の縦の長さ 1.2 m 以下、横の長さ 0.6 m 以下 ・ 電柱等 1 本につき 1 個 ・ 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと
	巻付 型	・ 表示面の横の長さ 1 m 以下 ・ 地面から下端までの高さ 1 m 以上 ・ 電柱等 1 本につき 1 個又は 1 箇所 ・ 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと
- ・ 映像による表示をしないこと

※ 1 の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）が 20 m²（国立公園等の地域の場合は 10 m²）を超えないものであること。

案内広告物：第三種禁止地域

区 分		第三種禁止地域の基準
立看板		・ 表示面の縦の長さ 2 m 以下、横の長さ 1 m 以下 ・ 高さ 3 m 以下 ・ 相互間距離は、いずれか高い方の高さの 2 倍以上
広告板 広告塔		・ 1 つの事業所等に案内するために表示（設置）する場合は次のとおりであること ・ 1 面の表示面積は 3 m² 以下とし、表示面積の合計は 6 m² 以下 ・ 高さ 4 m 以下 ・ 2 つ以上の事業所等に案内するために統合して表示（設置）する場合は次のとおりであること ・ 1 面の表示面積は 10 m² 以下とし、表示面積の合計は 20 m² 以下 ・ このとき、1 つの事業所等当たりの表示面積は 2 m² 以下とし、表示面積の合計は 4 m² 以下 ・ 高さは 5 m 以下
電柱 広告	突出 型	・ 表示面の縦の長さ 1.2 m 以下、横の長さ 0.6 m 以下 ・ 電柱等 1 本につき 1 個 ・ 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと
	巻付 型	・ 表示面の横の長さ 1 m 以下 ・ 地面から下端までの高さ 1 m 以上 ・ 電柱等 1 本につき 1 個または 1 箇所 ・ 下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・ 昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しないこと
- ・ 映像による表示をしないこと

※ 1 の敷地における広告物等の表示面積（他人が表示し、又は設置するものの表示面積を含む。）が 30 m² を超えないものであること。

②禁止地域等における案内広告物の距離・個数制限

- ・次に掲げる表示（設置）場所に応じ、それぞれ次に定める基準に適合すること

表示（設置）場所	基 準
・禁止地域に指定された主要国道、県道の両側300mの範囲（商業地域等を除く） 〔禁止地域に指定された道路の沿線の第二種禁止地域と第三種禁止地域〕	・指定された道路の路線上の1地点と事業所等との間の経路の長さが最も短くなる場合の当該地点（最短接続経路地点）から1kmの区域内に表示（設置）すること （※1）交通事情その他の事情から、最短経路接続地点を基準とすることが適当でないと市長が別に認める場合は、市長が別に認める地点 ・数量は、案内しようとする1つの事業所等につき、2個以内であること
・上記以外の禁止地域	・案内しようとする事業所等から1kmの区域内に表示（設置）すること ・1つの事業所等につき、2個以内
・上記以外の禁止地域が、都市計画法による住居専用地域等である場合	・案内しようとする事業所等から1kmの区域内に表示（設置）すること ・1つの事業所等につき、4個以内

（※1）禁止地域に指定された道路の路線上の1地点と事業所との間の経路が、極端に狭い又は未舗装である等の事由により、最短経路接続地点として適さないと市長が認める場合に限り、他の地点を最短経路接続地点として設定することができます。

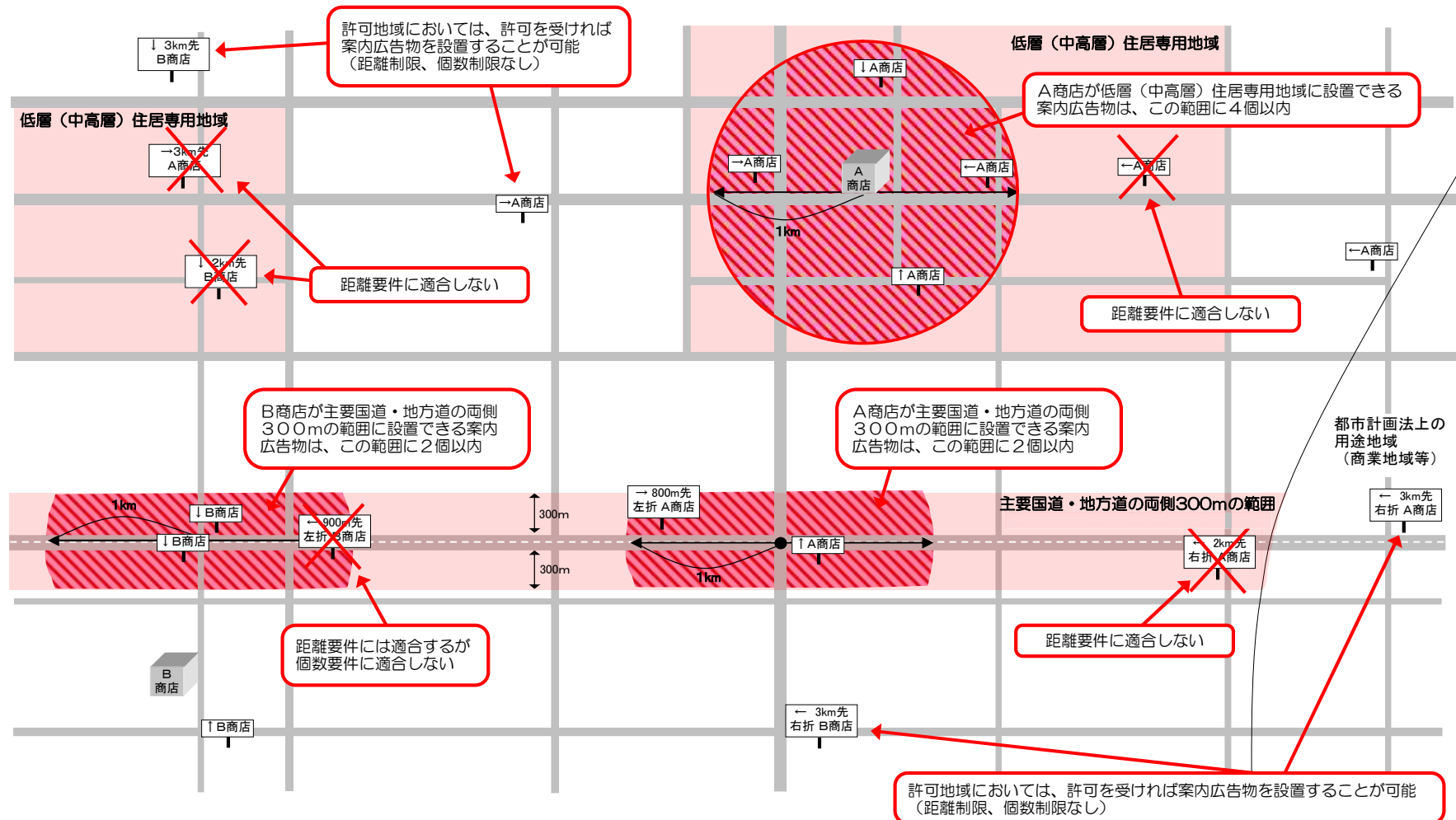
（point!）禁止地域に指定された主要国道、県道の両側300m範囲に設置する広告物の数量（案内しようとする1つの事業所につき2個以内）の取扱い

→この規制は、主要幹線道路の両側300mの規制範囲内に設置できる個数を2個以内と規定するものです。路線ごとに2個以内という意味ではありませんのでご注意ください。

⇒ 禁止地域における案内広告物の許可基準については、次ページのイメージ図を参照してください。

<参考> 禁止地域等における案内広告物の許可基準（個数・範囲の制限） イメージ図

- ・ 図の右上の薄いピンク色の地域は、住居専用地域です。この地域内にA商店があります。
- ・ A商店が住居専用地域内に設置できる案内広告物は、A商店から1kmの範囲内（斜線の円内）に4個まで、ということになります。
- ・ A商店にとって、「禁止地域に指定された道路の路線上の1地点と事業所等との間の経路の長さが最も短くなる場合の当該地点」は、A商店のほぼ真南に位置する黒丸を付した交差点となります。したがって、A商店がこの国道沿いに設置できる案内広告物は、この交差点から1km以内の範囲内に2個まで、ということになります。
- ・ ピンク色でない地域（許可地域）においては、個数・範囲の制限なく案内広告物を設置できます。



③案内広告物を表示（設置）することができない場所（禁止地域等及び許可地域等）

- ・次に掲げる地域の100m以内の範囲には、表示（設置）しないこと
 - ・市長が定める重要文化財等に指定された建造物の敷地の周囲
〔養浩館（旧御泉水屋敷）庭園〕
 - ・市長が定める都市公園の周囲（ただし、商業地域等を除く）
〔福井市総合運動公園、福井市東山健康運動公園〕
 - ・市長が定める公共施設の周囲（ただし、商業地域等を除く）
〔ふくい健康の森、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、福井県立音楽堂
福井県立こども歴史文化館、福井県立図書館、福井県立武道館〕
 - ・高速自動車国道または自動車専用道路の出入口
- ・次のいずれかに該当する信号交差点に係る停止線から30m以内の範囲には原則、表示（設置）しないこと
 - i 重要交差点
 - ii 一般国道と一般国道が交差するもの
 - iii 一般国道と県道が交差するもの
 - iv 一般国道と市町道が交差するもの
 - v 県道と県道が交差するもの

ii～vの交差点は、一定の要件を満たす場合のみ設置可能
（下記「④信号交差点の例外規定」参照）

④信号交差点規制の例外規定

- ・例外として、重要交差点以外のii～vの交差点では、次の（１）～（３）の基準を満たす案内広告物は表示（設置）できるものとします
 - （１）案内しようとする事業所等が交差点の中心から500m範囲内
 - （２）設置個数は2個以内
 - （３）地域区分に応じた案内広告物の基準に適合するもの（下表のとおり）

地域区分	第一種禁止	第二種禁止	第三種禁止	特定制限地域	許可地域
適用される案内 広告物の基準	設置不可	第二種禁止	第三種禁止		
参照ページ	－	⇒21ページ	⇒22ページ		

※特定制限地域・許可地域であっても、信号交差点の規制範囲内に設置する場合は、第三種禁止地域の設置基準が適用されます。

⑤許可地域等における案内広告物の基準

・立看板、広告板、広告塔、電柱広告、壁面広告の区分に該当するものであること

区 分		特定制限地域の基準	許可地域の基準
立看板		・表示面の縦の長さ2 m以下、横の長さ1 m以下 ・高さ3 m以下 ・相互間距離は、いずれか高い方の高さの2倍以上	
広告板 広告塔		・表示面積20 m ² 以内 ・高さ8 m以下	・表示面積30 m ² 以内 ・高さ10 m以下
電柱 広告	突出 型	・表示面の縦の長さ1.2 m以下、横の長さ0.6 m以下 ・電柱等1本につき1個 ・下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと	
	巻付 型	・表示面の横の長さ1 m以下 ・地面から下端までの高さ1 m以上 ・電柱等1本につき1個または1箇所 ・下地の色として赤色、黒色又は黄色を使用するものでないこと	
壁面広告		・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積が100 m ² 以内の場合] ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20 m ² 以内 [当該壁面面積が100 m ² 超の場合] ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと ・視点場（足羽川右岸、足羽山）から展望できる建物の塔屋等の壁面には表示（設置）しないこと	・1つの壁面における表示面積の合計が次のとおりであること [当該壁面面積が100 m ² 以内の場合] ・当該壁面の面積の1/2以内かつ20 m ² 以内 [当該壁面面積が100 m ² 超の場合] ・当該壁面の面積の1/5以内 ・壁面の端から突出しないこと ・取り付けられる壁面の窓その他の開口部を閉鎖しないこと

※発光装置、照明装置等を有するものは、次の基準に適合すること

- ・昼間における良好な景観の形成及び風致の維持について考慮されたものであること
- ・点滅するものについては、点滅速度が可能な限り緩やかなものであること。

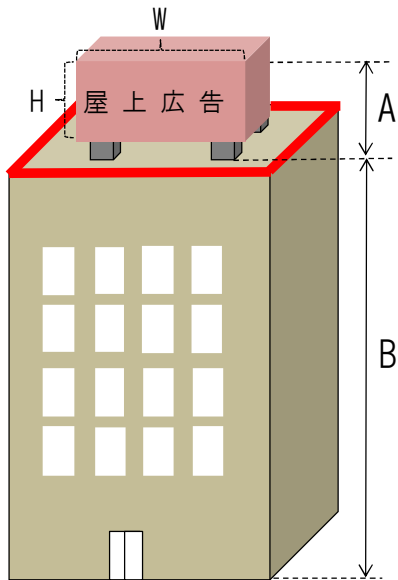
⑥許可地域等における案内広告物を表示（設置）することができない場所

- ・要件に該当する信号交差点の停止線から30 m以内の範囲（壁面広告を除く）
（例外あり：詳細は24ページ参照）

＜参考＞建物を利用した広告物の設置基準イメージ

屋上広告の許可基準イメージ

許可地域：自家用広告物の場合



＜屋上広告物設置基準＞

○屋上広告の高さAは以下の式に当てはまる必要があります。

$$A \leq B \times 2/3 \leq 10\text{m}$$

注) 「屋上広告の高さ」＝支柱や基礎を含めた取付場所から広告物上端までの高さです。建物のパラペット等により外部から見えない部分であっても、屋上広告の高さに含めます。

○左図の太枠線を超えて、広告物が外側に突き出さないよう取り付けする必要があります。

注) 建物の塔屋等（屋上部分の階段室、エレベーターホール等）の上に屋上広告を設置する場合、塔屋等の壁面（垂直壁面）より外側に突き出さないよう取り付けする必要があります。

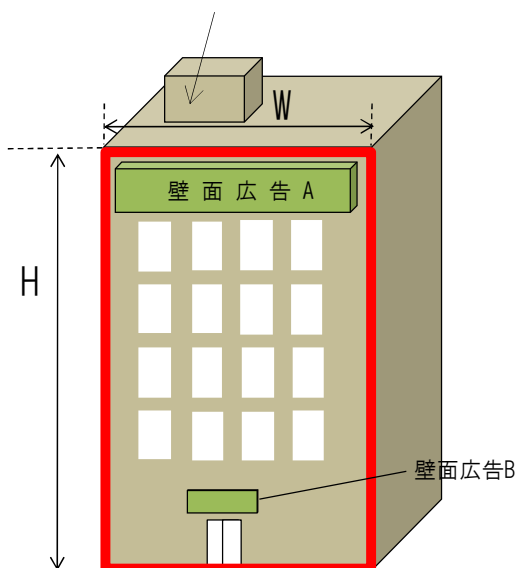
○広告板の高さHは以下の式に当てはまる必要があります。

$$H \div W \leq 1 \quad (\text{縦長の屋上広告は設置不可})$$

壁面広告の許可基準イメージ

特定制限地域（足羽川の眺望規制範囲内）：自家用広告物の場合

◎眺望規制範囲内かつ視点場から眺望可能な場合
屋上の塔屋等への壁面広告は設置不可



＜壁面広告物設置基準＞

○壁面広告の表示面積（A+B：壁面広告A・Bの合計面積）は、取り付ける壁面の面積に応じ、以下の式に当てはまる必要があります。

・ $H \times W \leq 100\text{m}^2$ の場合

$$(A+B) \leq (H \times W) \times 1/2 \quad \text{かつ} \quad (A+B) \leq 20\text{m}^2$$

・ $100\text{m}^2 < H \times W$ の場合

$$(A+B) \leq (H \times W) \times 1/5$$

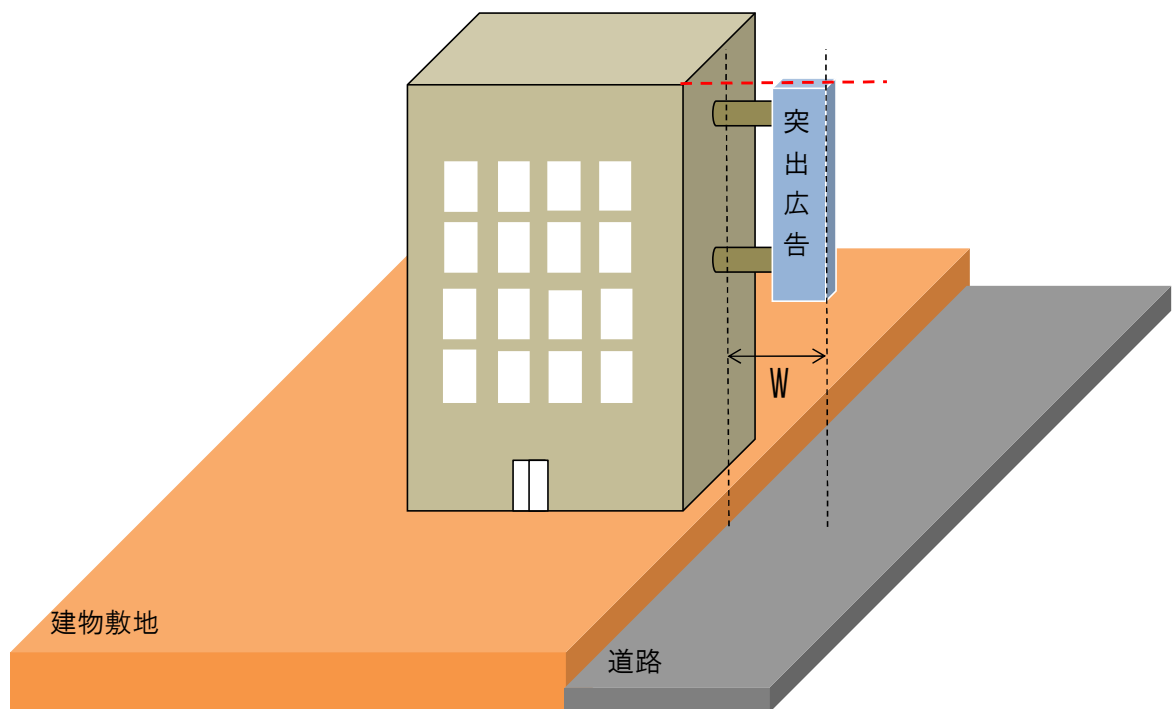
○左図の太枠線を超えて、広告板が外側に突き出さないよう取り付けする必要があります。

○窓等の開口部を閉鎖しないよう取り付けする必要があります。

○足羽川右岸の視点場から眺望可能な場合、屋上の塔屋等（階段室、エレベーターホール等）に壁面広告を設置することはできません。

突出広告の許可基準イメージ

許可地域：自家用広告物の場合



〈突出広告物設置基準〉

○道路敷地への突き出し幅が1m以下

W（道路への突き出し幅） $\leq 1\text{m}$

○壁面の上端（上図の横破線）を広告板が超えないように付ける必要があります。

注）その他、道路管理者から道路の占用許可を受ける必要があります。

建物の形状、構造や、広告物を取り付ける位置、方法等により、どの広告物の分類に該当するのかが分からない場合は、監理課まで事前確認をお願いします。

9 許可期間 [条例第12条、規則第13条]

許可の期間は、広告物の区分毎に以下の範囲内としています。

- | | |
|--|----|
| ① 耐久性を有する広告板・広告塔等で、業務主任者となれる資格（→34ページ参照）を有する者が管理者となるもの | 3年 |
| ② 貼り紙、貼り札、立て看板、広告幕、気球広告等 | 1月 |
| ③ 上記以外の広告物（一般の広告板、電柱広告、移動広告等） | 1年 |

10 広告物を表示（設置）する者の義務

（1）許可の表示 [条例第15条]

広告物に許可の証票を貼り付けなければなりません。なお、貼り紙等の場合には押印、打刻印のいずれかを受ける必要があります。

（2）管理者の設置 [条例第16条、第17条]

広告板、広告塔等を設置する場合は、管理者を設置し、それを届け出なければなりません。

なお、許可期間が1年を超える広告板等の管理者は、業務主任者となれる資格（→34ページ参照）を有する者でなければなりません。

（3）管理義務 [条例第18条]

広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持しなければなりません。

（4）除却義務 [条例第19条]

広告物の許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、又は広告物を表示（設置）する必要がなくなったときは、その広告物をただちに除却しなければなりません。

1 1 違反広告物に対する措置

(1) 許可の取消し [条例第20条]

広告物の許可の際に付せられた条件に違反した場合、変更等の許可申請がされない場合、又は管理義務を怠った場合、若しくは虚偽の申請により許可を受けた場合には、許可を取り消されることがあります。

(2) 立入検査 [条例第21条]

市長は、条例施行上必要な限度において、広告主や広告物の管理者から報告を求め、又は広告物のある土地や建物に立ち入り、検査することができます。

(3) 除却命令等 [条例第22条]

違反広告物に対しては、市長から除却等の措置が命ぜられることになります。
なお、違反広告物が貼り紙、貼り札、立看板、のぼりの場合には、簡易除却の措置が認められていますので、早急に除却することになります。

(4) 罰 則 [条例第50条]

条例の規定に違反した者に対して、罰金が課せられます。

③ 許可申請等の手続

※ 屋外広告物の表示（設置）等に関する各種申請及び届出等は、福井市役所建設部監理課に提出してください。

1 許可の申請 [条例第5条第1項・第9条、規則第3条]

広告物を表示（設置）するときは、原則として市長の許可が必要です。

・提出書類

ア 屋外広告物等表示（設置）許可申請書 [様式第1号]

イ 添付書類

i 貼り紙、貼り札

- ・表示する地域又は場所の見取図
- ・形状、寸法、表示方法等に関する図面、仕様書

ii 貼り紙、貼り札以外の広告物

- ・表示（設置）する場所及びその付近の状況を表示した見取図
- ・形状、寸法、材料、構造、設置方法等に関する仕様書及び図面
- ・敷地内に表示（設置）されている他の広告物の現況を確認できるカラー写真
- ・他の法令等の許可書等の写し

他の法令等の許可書等の例及びその申請窓口（主なもの）

- ・工作物の確認（建築基準法） → 福井市建設部建築指導課 等
- ・福井市景観条例に基づく届出 → 福井市都市政策部都市整備課
- ・道路占用の許可（道路法） → 各道路管理者
- ・道路使用の許可（道路交通法） → 所轄警察署
- ・自然公園法の許可、届出 → 福井県福井土木事務所
- ・地区計画の届出 → 福井市都市政策部都市計画課

※禁止地域等に案内広告物を表示（設置）しようとする場合には、上記のほか次のような書類を提出する必要があります。

- ・禁止地域として指定された道路から案内しようとする事業所等までの最短経路を示した図面
- ・案内しようとする事業所等から当該案内広告物までの距離や既に表示（設置）している案内広告物の状況などを示した書類

2 許可期間の更新の申請 [条例第12条、規則第14条]

許可を受けた広告物の許可の期間を更新しようとする場合は、その期間満了の10日前までに許可を受ける必要があります。

・提出書類

- 1 屋外広告物等表示（設置）許可申請書 [様式第1号]
- 2 添付書類
 - ・ 広告物の現況と点検実施の様子が把握できるカラー写真（申請前30日以内）
 - ・ 屋外広告物等安全点検報告書 [様式第8号]

3 変更又は改造の申請 [条例第13条、規則第15条・16条]

許可を受けた広告物を変更又は改造しようとする場合は、許可を受ける必要があります（ただし、補修等で軽微なものは許可不要の場合があります）。

・提出書類

- ア 屋外広告物等変更（改造）許可（確認）申請書 [様式第9号]
- イ 添付書類
 - ・ 許可申請時に必要な添付書類（変更後のもの）
 - ・ 改造する場合は、工事の仕様書及び改造後の構造図

4 管理者等の届出 [条例第16条・17条、規則第20条・21条]

（1）管理者の設置

広告板、広告塔等の広告物については、管理者を設置し、それを届け出る必要があります。

・提出書類 屋外広告物等管理者設置届出書 [様式第13号]

※ 通常、広告物の表示（設置）許可の期間は1年以内で、表示（設置）を継続する場合、毎年市長の許可を更新しなければなりません。

しかし、業務主任者となれる資格（→34ページ参照）を有する者が管理者となる場合、許可期間は3年以内とすることができます。

なお、福井市屋外広告物条例の施行前に、福井県屋外広告物条例の許可を受けて表示、設置されていた広告物で、市条例及び同施行規則で定める基準に適合しないものは、3年6カ月間（令和4年9月末まで）の経過措置の対象となっています。

当該広告物の許可期間については、改修等により許可基準に適合した場合を除き、令和4年9月30日を越えることはできませんのでご注意ください。

(2) 管理者の変更、管理者の氏名等の変更

届出された管理者やその住所、氏名に変更があったときは、届出が必要です。

- ・提出書類 屋外広告物表示管理者等（氏名等）変更届出書〔様式第14号〕

5 除却の届出〔条例第19条、規則第22条〕

許可を受けた広告物を除却したときは、届出が必要です。

- ・提出書類 屋外広告物等除却届出書〔様式第15号〕

6 許可申請手数料〔条例第48条、条例別表〕

新規の許可申請及び許可の更新申請の際には、許可申請手数料を納付していただく必要があります。納付書をお渡ししますので、金融機関で手数料を納付してください。

手数料については、巻末資料「手数料早見表」を掲載していますので、参考にしてください。

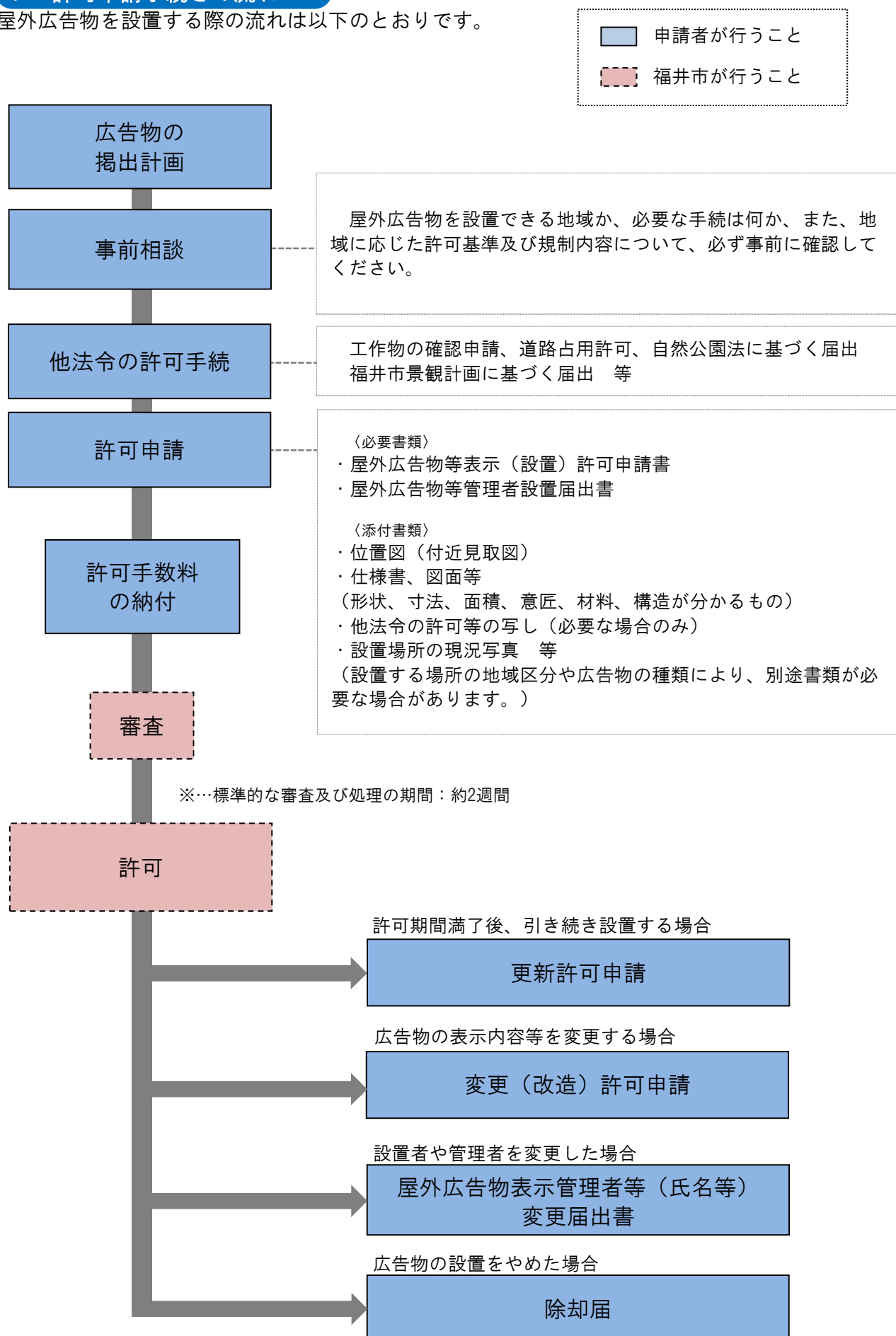
〈別表：手数料〉

種類	単位	金額	備考
貼り紙	50枚（50枚未満の端数があるときは、50枚として計算する）につき	190円	
貼り札	1枚につき	40円	
立看板	1個につき	220円	
電柱広告	1個につき	310円	
広告板	1個（3㎡未満）につき	440円	発光装置、照明装置等を有する広告物等については、1個につき、左記の金額にその5/10に相当する額を加算する
広告塔 移動広告	1個（3㎡以上）につき	880円（3㎡増すごとに440円を加算する。）	
気球広告	1個につき	620円	
広告幕	10㎡（10㎡未満の端数があるときは、10㎡として計算する。）につき	310円	
ぼんぼり あんどん	1灯につき	50円	
のぼり	1枚につき	50円	

※ 貼り紙、貼り札、立看板、気球広告、広告幕、ぼんぼり、あんどん、のぼりについては、許可の期間が1ヵ月以内と規定されていますので、1ヵ月ごとに上記手数料がかかります。

7 許可申請手続きの流れ

屋外広告物を設置する際は以下のとおりです。



④ 屋外広告業の登録制

1 屋外広告業の登録申請 [条例第31条・32条、48条、規則第28～30条]

福井市内で屋外広告業を営もうとする者は、福井市への登録が必要です。

① 登録の有効期間は、5年間です（5年ごとに登録更新申請が必要です）。

② 登録申請は、有料です（手数料：10,000円）。

※ 登録更新申請時（5年ごと）に、上記と同額（10,000円）が必要です。

③ 屋外広告業を営む場合には、次のいずれかの資格を持つ者を「業務主任者」として各営業所ごとに選任しなければなりません。

このため、次の資格を持つ方が在籍していない場合は、登録できません。

ア 屋外広告士

イ 屋外広告物講習会の修了者

（都道府県・政令市・中核市が実施する講習会（下記参照））

ウ 職業能力開発促進法による職業訓練指導員免許を有する者

（免許職種は広告美術科に限る）

エ 職業能力開発促進法による技能検定合格者（検定職種は広告美術仕上げに限る）

オ 職業能力開発促進法による職業訓練修了者（訓練科は広告美術科に限る）

※一級建築士・二級建築士・木造建築士の方は業務主任者となれる資格ではありませんので、上記のいずれかの資格を取得していただく必要があります。

・ 申請先 福井市建設部監理課（TEL 0776-20-5555）

※提出書類など、申請方法について別途資料を送付いたしますので、市までお問い合わせ願います。

○ 屋外広告物に関する講習会 [条例第39条・規則第35～37条]

屋外広告物講習会は、都道府県、政令指定都市及び中核市が開催しています。

他の都道府県・中核市で受けた講習会の修了者も、福井市で業務主任者となる資格があります。

2 登録の実施 [条例第33～38条、規則第31～33条]

申請内容が適正と認められた場合、市が作成する「屋外広告業者登録簿」に登録され、申請者には「屋外広告業登録証」が交付されます。

登録簿は、市監理課で一般の閲覧に供されます。

※なお、登録内容に変更があった場合や、市内での営業を廃止する場合には、市に届け出る必要があります。

（「屋外広告業登録事項変更届出書」「屋外広告業廃業等届出書」）

3 屋外広告業の特例届出 [条例第45条、] 規則第42条・第43条・第44条

福井県の屋外広告業の登録を受けている屋外広告業者の方は、福井市にその旨を届け出ることによって福井市で登録を受けたものとみなされます。

なお、届出に係る手数料は不要です。

特例届出制度について

平成31年4月1日以降、福井県内で屋外広告業を営む場合は、福井県と福井市に対し屋外広告業の登録が必要となりますが、申請者が同一の営業区域内で二重に登録する負担を軽減するために設けた制度です。必要書類の簡略化や手数料を不要とすることで、事務手続きの負担軽減を図っています。

※届出事項に変更があった場合や、市内での営業を廃止される場合には、市に届け出る必要があります。福井県の登録を更新した場合は、「登録の有効期間の変更」に該当するため、変更の届出が必要です。

（「特例屋外広告業届出事項変更届出書」「特例屋外広告業廃止等届出書」）

○ 新規に福井市で屋外広告業の登録を受ける場合の注意点

福井市以外の福井県内の市町で屋外広告業を営む場合は、福井県の登録が必要です。

福井市の登録を受けた後に福井県の登録を受けた場合、福井市の登録は無効になり、改めて福井市に特例届出を提出する必要があります。

このため、新たに屋外広告業の登録を受けようとする場合、福井市域のみで営業する場合を除いては、福井県の登録を受け、その後福井市への特例届出を行ってください。

4 登録業者又は特例届出業者の義務〔条例第40～42条、規則第38～41条〕

（1）標識の掲示〔条例第41条〕

登録業者は、営業所ごとに「屋外広告業者登録票」を作成し、掲示しなければなりません。

（2）帳簿の備付け〔条例第42条〕

登録業者及び特例届出業者は、営業所ごとに広告物の設置場所・数量、注文者の名称・所在地等の所定事項を記載した帳簿を備え、各事業年度の末日から5年間、当該営業所に保管しなければなりません。

（3）業務主任者の選任〔条例第40条〕

登録業者及び特例届出業者は、営業所ごとに、一定の資格を持つ者（1 屋外広告業の登録申請 参照）を業務主任者に選任しなければなりません。

5 違反に対する措置

（1）登録の取消し・営業停止命令〔条例第44条〕

次に該当するときは、登録取り消し又は6か月以内の営業停止処分がなされることとなります。

- ・不正の手段により登録を受けたとき。
- ・登録拒否の要件に該当することとなったとき。
- ・変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- ・法に基づく条例、又はこれに基づく処分に違反したとき。

（2）立入検査〔条例第47条〕

市長は、条例施行上必要な限度において、屋外広告業者に報告を求め、又は営業所等に立ち入り、帳簿その他の書類を検査することができます。

（3）罰 則〔条例第50～52条〕

条例の規定に違反した者に対して、懲役・罰金又は過料が課せられます。

⑤福井市屋外広告物条例・同施行規則の経過措置

●福井市屋外広告物条例の制定

平成31年4月1日に福井市は中核市へ移行し、福井県から屋外広告物の規制等の事務が移譲されました。このため、福井市屋外広告物条例を施行し運用しています。

規制内容や許可基準については、福井県屋外広告物条例で定める内容を踏襲しており、特段の変更はありません。

福井市屋外広告物条例及び福井市屋外広告物条例施行規則の施行前に、県条例の許可を得て設置されていた屋外広告物で、市条例及び規則の基準に適合しない広告物（不適合広告物等）については、以下のとおり経過措置を設けています。

●経過措置

（１）禁止地域等及び特定制限地域、信号交差点の規制における経過措置〔規則附則２〕

禁止地域等、特定制限地域及び信号交差点の規制範囲内に設置されている不適合広告物等は、平成31年4月1日から3年6カ月間（令和4年9月30日まで）は、規則で定める許可基準は適用しません。

ただし、当該広告物の変更又は改造を行う際に、規則で定める許可基準を適用します。

- ・不適合広告物等のうち、広告板、広告塔については、形状、寸法、材料及び構造を変更しない場合に限り、令和4年9月30日までは規則で定める許可基準を適用せず、変更又は改造を許可することができます。
- ・その他の広告物は、軽微な補修（退色部分の補修等）については認められます。

（２）許可地域における経過措置〔規則附則３〕

許可地域に設置されている不適合広告物等は、（１）と違い、期限を定めておりません。

ただし、当該広告物の変更又は改造を行う際に、規則で定める基準を適用します。

- ・不適合広告物等のうち、広告板、広告塔については、形状、寸法、材料及び構造を変更しない場合に限り、規則で定める許可基準を適用せず、変更又は改造を許可することができます。
- ・その他の広告物は、軽微な補修（退色部分の補修等）については認められます。

（許可地域であっても、重要交差点及び規制交差点の規制範囲内に表示・設置された広告物は、（１）の経過措置が適用されます。）

（３）広告物の色彩に係る経過措置〔規則附則４〕

不適合広告物等のうち、広告物に使用する色の彩度の基準に適合しない場合は、規則で定める許可基準は適用しません。

（４）自家用広告物の総量規制に係る経過措置〔規則附則５〕

第二種禁止地域及び第三種禁止地域に表示・設置されている不適合広告物等の自家用広告物のうち、1敷地における総表示面積の規制に適合しない場合は、規則で定める総表示面積の基準は適用しません。（第二種禁止地域：総表示面積20㎡以内、第三種禁止地域：総表示面積30㎡以内）

ただし、当該不適合広告物の変更又は改造をしようとするときは、現在の総表示面積を超えないようにしなければなりません。（現行の総表示面積が、規則で定める総表示面積の基準を下回る場合は、当該基準が上限となります。）

（５）建物に表示・設置されている不適合広告物の経過措置〔規則附則６〕

建物に表示・設置されている不適合広告物等で、当該広告物等の除去、変更又は改造に伴って、建物の構造を変更しなければならない場合、規則で定める許可基準は適用しません。

ただし、当該不適合広告物の変更又は改造をしようとするときは、規則で定める許可基準を適用します。

【参考：地域区分ごとの経過措置の適用】

地域区分	高さ・表示面積の基準	総量規制	眺望規制	色彩	信号交差点規制
第一種禁止地域	○	○	－	△	○
第二種禁止地域	○	☆	○（一部区域のみ）	△	○
第三種禁止地域	○	☆	－	△	○
特定制限地域	○	－	○	△	○
許可地域	△	－	－	△	○

〔凡例〕

○：令和４年９月末までに、基準に適合

ただし、広告物の変更又は改造を行う際に、基準に適合

△：広告物の変更又は改造を行う際に、基準に適合

☆：広告物の変更又は改造を行う際

・ 現行の許可を受けた総表示面積

・ 規則で定める総表示面積の基準

いずれか大きいほうの面積が、総表示面積の上限

○△☆共通：不適合広告物等のうち、広告板及び広告塔については、形状、寸法、材料及び構造を変更しない意匠変更等は、令和４年９月３０日までは規則で定める基準に適合しない場合であっても許可可能

－：規制なし

■ お問い合わせ先

屋外広告物の表示（設置）、屋外広告業の登録、特例届出等に関する問い合わせ等は、下記の連絡先までお願いいたします。

福井市建設部監理課 TEL 0776-20-5555
E-mail kanri@city.fukui.lg.jp

福井市以外の県内市町の屋外広告物に関する問い合わせ等は、福井県土木部都市計画課又は各市町の屋外広告物担当課までお願いいたします。

・ 県及び各市町 屋外広告物担当課（許可申請や規制地域等に関する問合せ）

自治体名	担当課	電話番号
福井県	都市計画課	0776-20-0497
敦賀市	まちづくり推進課	0770-22-8137
小浜市	都市デザイン課	0770-64-6025
大野市	交通住宅まちづくり課	0779-64-4815
勝山市	建設課	0779-88-8107
鯖江市	公園住宅課	0778-53-2239
あわら市	建設課	0776-73-8027
越前市	都市計画課	0778-22-3012
坂井市	都市計画課	0776-50-3050
永平寺町	えい住支援課	0776-61-3922
池田町	総務財政課	0778-44-8003
南越前町	建設整備課	0778-47-8003
越前町	都市整備課	0778-34-8703
美浜町	土木建築課	0770-32-6707
高浜町	建設整備課	0770-72-7702
おおい町	建設課	0770-77-4057
若狭町	建設課	0770-45-9104

※福井市監理課のホームページで、屋外広告物の規制内容等を公開しています。

（条例・規則や各種申請書類がダウンロードできます。）

⇒ <https://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/koutu/douro/p070942.html>

〈資料〉

告示（一部抜粋）

福井市告示第 85 号

福井市屋外広告物条例（平成 30 年福井市条例第 78 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項並びに福井市屋外広告物条例施行規則（平成 31 年福井市規則第 32 号。以下「規則」という。）別表第 1 及び別表第 3 から別表第 5 までに規定する地域等を定めたので、次のとおり公告し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（略）

（市長が定める地域等）

- 2 条例第 3 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる名勝の周囲の地域のうち、同表の右欄に掲げる地域とする。

名勝	所在地	地域
養浩館（旧御泉水屋敷）庭園	福井市宝永 3－1 1	別図 1 のとおり

- 3 条例第 3 条第 1 項第 16 号の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる都市公園の地域の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

都市公園	所在地	地域
福井市総合運動公園	福井市安田町	別図 2 のとおり
福井市東山健康運動公園	福井市寮町 50－5	別図 3 のとおり

（略）

- 7 条例第 3 条第 1 項第 19 号及び規則別表第 1 の 1 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が第一種禁止地域として定める地域は、福井駅西口駅前広場及び福井駅東口交通広場（別図 4 のとおり）とする。

- 8 条例第 3 条第 1 項第 21 号及び規則別表第 1 の 1 禁止地域等の表の規定に基づき、市長が定める地域は、次の表の左欄に掲げる公共施設の敷地の周囲の地域のうち同表の右欄に掲げる地域とする。ただし、商業地域等は除く。

公共施設	所在地	地域
ふくい健康の森	福井市真栗町 47－47、48、51	別図 5 のとおり
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館	福井市安波町 4－10	別図 6 のとおり
福井県立音楽堂	福井市今市町 40－1－1	別図 7 のとおり
福井県立こども歴史文化館	福井市城東 1 丁目 18－21	別図 8 のとおり
福井県立図書館	福井市下馬町 51－11	別図 9 のとおり
福井県立武道館	福井市三ツ屋町 8－1－1	別図 10 のとおり

（略）

10 規則別表第3第2項、規則別表第4第1項第2号及び規則別表第4第2項第2号並びに規則別表第5第2項第3号の規定に基づき、市長が定める場所及び地域は、次に掲げる場所及び地域とする。

- (1) 足羽川右岸及び足羽山に係る市長が定める場所及び地域は別図11のとおりとする。
- (2) 養浩館庭園に係る市長が定める場所及び地域は別図12のとおりとする。

11 規則別表第3第5項第1号の規定に基づき市長が定める重要交差点は、次に掲げる交差点とする。

- (1) 一般国道と一般国道が交差するもので、次に掲げる交差点
 - ア 新保交差点（福井市開発町7号12番地の1）
 - イ 西方交差点（福井市和田1丁目1番15号）
- (2) 一般国道と県道が交差するもので、次に掲げる交差点
 - ア 板垣交差点（福井市板垣3丁目1619番地）
 - イ 大土呂交差点（福井市大土呂町28号2番地の1）
 - ウ 大町交差点（福井市下六条町35号10番地）
 - エ 大和田交差点（福井市大和田2丁目2001番地）
 - オ 丸山交差点（福井市丸山1丁目101番地）
 - カ 南四ツ居交差点（福井市南四ツ居2丁目1番19号）
 - キ 米松交差点（福井市米松1丁目16番27号）
- (3) 一般国道と市道が交差するもので、次に掲げる交差点
 - ア 羽水高校口交差点（福井市羽水1丁目702番地）
 - イ 円山小学校入口交差点（福井市米松2丁目23番35号）
 - ウ 開発交差点（福井市新保1丁目808番地）
 - エ 北四ツ居交差点（福井市米松2丁目24番45号）
 - オ 産業会館前交差点（福井市羽水2丁目726番地）
 - カ 下河北第2交差点（福井市大土呂町1号15番地）
 - キ 問屋団地入口交差点（福井市御幸4丁目20番5号）
 - ク 森行交差点（福井市森行町3号8番地の1）
- (4) 県道と県道が交差するもので、次に掲げる交差点
 - ア 裁判所前交差点（福井市大手3丁目15番12号）
 - イ 幸橋北詰交差点（福井市中央1丁目19番14号）
 - ウ 新木田交差点（福井市みのり1丁目23番13号）
 - エ 大名町交差点（福井市中央1丁目6番27号）
 - オ 宝永交差点（福井市大手2丁目15番21号）
- (5) 県道と市道が交差するもので、次に掲げる交差点
 - ア 明里交差点（福井市明里町9番15号）
 - イ 東下交差点（福井市宝永4丁目19番8号）
 - ウ 石盛町交差点（福井市石盛町914番地）
 - エ 毛矢交差点（福井市毛矢1丁目6番25号）
 - オ 幸橋南詰交差点（福井市毛矢1丁目1番22号）
 - カ 佐藤整形外科医院南交差点（福井市足羽2丁目17番18号）
 - キ 仁愛女子高校前交差点（福井市宝永4丁目9番24号）
 - ク 織協ビル前交差点（福井市大手3丁目7番1号）
 - ケ 中央公園西口交差点（福井市順化1丁目21番1号）
 - コ 西木田交差点（福井市西木田1丁目20番22号）
 - サ フェニックスプラザ入口交差点（福井市田原1丁目10番24号）
 - シ 福井市体育館入口交差点（福井市松本4丁目11番7号）
 - ス 福井商工会議所入口交差点（福井市西木田1丁目17番19号）

(略)

(資料：手数料早見表)

規 格				金 額	照明 付き	規 格				金 額	照明 付き		
		3	㎡ 未満	440	660	108	㎡ 以上	-	111	㎡ 未満	16,280	24,420	
3	㎡ 以上	-	6	㎡ 未満	880	1,320	111	㎡ 以上	-	114	㎡ 未満	16,720	25,080
6	㎡ 以上	-	9	㎡ 未満	1,320	1,980	114	㎡ 以上	-	117	㎡ 未満	17,160	25,740
9	㎡ 以上	-	12	㎡ 未満	1,760	2,640	117	㎡ 以上	-	120	㎡ 未満	17,600	26,400
12	㎡ 以上	-	15	㎡ 未満	2,200	3,300	120	㎡ 以上	-	123	㎡ 未満	18,040	27,060
15	㎡ 以上	-	18	㎡ 未満	2,640	3,960	123	㎡ 以上	-	126	㎡ 未満	18,480	27,720
18	㎡ 以上	-	21	㎡ 未満	3,080	4,620	126	㎡ 以上	-	129	㎡ 未満	18,920	28,380
21	㎡ 以上	-	24	㎡ 未満	3,520	5,280	129	㎡ 以上	-	132	㎡ 未満	19,360	29,040
24	㎡ 以上	-	27	㎡ 未満	3,960	5,940	132	㎡ 以上	-	135	㎡ 未満	19,800	29,700
27	㎡ 以上	-	30	㎡ 未満	4,400	6,600	135	㎡ 以上	-	138	㎡ 未満	20,240	30,360
30	㎡ 以上	-	33	㎡ 未満	4,840	7,260	138	㎡ 以上	-	141	㎡ 未満	20,680	31,020
33	㎡ 以上	-	36	㎡ 未満	5,280	7,920	141	㎡ 以上	-	144	㎡ 未満	21,120	31,680
36	㎡ 以上	-	39	㎡ 未満	5,720	8,580	144	㎡ 以上	-	147	㎡ 未満	21,560	32,340
39	㎡ 以上	-	42	㎡ 未満	6,160	9,240	147	㎡ 以上	-	150	㎡ 未満	22,000	33,000
42	㎡ 以上	-	45	㎡ 未満	6,600	9,900	150	㎡ 以上	-	153	㎡ 未満	22,440	33,660
45	㎡ 以上	-	48	㎡ 未満	7,040	10,560	153	㎡ 以上	-	156	㎡ 未満	22,880	34,320
48	㎡ 以上	-	51	㎡ 未満	7,480	11,220	156	㎡ 以上	-	159	㎡ 未満	23,320	34,980
51	㎡ 以上	-	54	㎡ 未満	7,920	11,880	159	㎡ 以上	-	162	㎡ 未満	23,760	35,640
54	㎡ 以上	-	57	㎡ 未満	8,360	12,540	162	㎡ 以上	-	165	㎡ 未満	24,200	36,300
57	㎡ 以上	-	60	㎡ 未満	8,800	13,200	165	㎡ 以上	-	168	㎡ 未満	24,640	36,960
60	㎡ 以上	-	63	㎡ 未満	9,240	13,860	168	㎡ 以上	-	171	㎡ 未満	25,080	37,620
63	㎡ 以上	-	66	㎡ 未満	9,680	14,520	171	㎡ 以上	-	174	㎡ 未満	25,520	38,280
66	㎡ 以上	-	69	㎡ 未満	10,120	15,180	174	㎡ 以上	-	177	㎡ 未満	25,960	38,940
69	㎡ 以上	-	72	㎡ 未満	10,560	15,840	177	㎡ 以上	-	180	㎡ 未満	26,400	39,600
72	㎡ 以上	-	75	㎡ 未満	11,000	16,500	180	㎡ 以上	-	183	㎡ 未満	26,840	40,260
75	㎡ 以上	-	78	㎡ 未満	11,440	17,160	183	㎡ 以上	-	186	㎡ 未満	27,280	40,920
78	㎡ 以上	-	81	㎡ 未満	11,880	17,820	186	㎡ 以上	-	189	㎡ 未満	27,720	41,580
81	㎡ 以上	-	84	㎡ 未満	12,320	18,480	189	㎡ 以上	-	192	㎡ 未満	28,160	42,240
84	㎡ 以上	-	87	㎡ 未満	12,760	19,140	192	㎡ 以上	-	195	㎡ 未満	28,600	42,900
87	㎡ 以上	-	90	㎡ 未満	13,200	19,800	195	㎡ 以上	-	198	㎡ 未満	29,040	43,560
90	㎡ 以上	-	93	㎡ 未満	13,640	20,460	198	㎡ 以上	-	201	㎡ 未満	29,480	44,220
93	㎡ 以上	-	96	㎡ 未満	14,080	21,120	201	㎡ 以上	-	204	㎡ 未満	29,920	44,880
96	㎡ 以上	-	99	㎡ 未満	14,520	21,780	204	㎡ 以上	-	207	㎡ 未満	30,360	45,540
99	㎡ 以上	-	102	㎡ 未満	14,960	22,440	207	㎡ 以上	-	210	㎡ 未満	30,800	46,200
102	㎡ 以上	-	105	㎡ 未満	15,400	23,100	210	㎡ 以上	-	213	㎡ 未満	31,240	46,860
105	㎡ 以上	-	108	㎡ 未満	15,840	23,760	213	㎡ 以上	-	216	㎡ 未満	31,680	47,520

規 格						金 額	照明 付き	規 格						金 額	照明 付き		
216	m ²	以上	-	219	m ²	未満	32,120	48,180	327	m ²	以上	-	330	m ²	未満	48,400	72,600
219	m ²	以上	-	222	m ²	未満	32,560	48,840	330	m ²	以上	-	333	m ²	未満	48,840	73,260
222	m ²	以上	-	225	m ²	未満	33,000	49,500	333	m ²	以上	-	336	m ²	未満	49,280	73,920
225	m ²	以上	-	228	m ²	未満	33,440	50,160	336	m ²	以上	-	339	m ²	未満	49,720	74,580
228	m ²	以上	-	231	m ²	未満	33,880	50,820	339	m ²	以上	-	342	m ²	未満	50,160	75,240
231	m ²	以上	-	234	m ²	未満	34,320	51,480	342	m ²	以上	-	345	m ²	未満	50,600	75,900
234	m ²	以上	-	237	m ²	未満	34,760	52,140	345	m ²	以上	-	348	m ²	未満	51,040	76,560
237	m ²	以上	-	240	m ²	未満	35,200	52,800	348	m ²	以上	-	351	m ²	未満	51,480	77,220
240	m ²	以上	-	243	m ²	未満	35,640	53,460	351	m ²	以上	-	354	m ²	未満	51,920	77,880
243	m ²	以上	-	246	m ²	未満	36,080	54,120	354	m ²	以上	-	357	m ²	未満	52,360	78,540
246	m ²	以上	-	249	m ²	未満	36,520	54,780	357	m ²	以上	-	360	m ²	未満	52,800	79,200
249	m ²	以上	-	252	m ²	未満	36,960	55,440	360	m ²	以上	-	363	m ²	未満	53,240	79,860
252	m ²	以上	-	255	m ²	未満	37,400	56,100	363	m ²	以上	-	366	m ²	未満	53,680	80,520
255	m ²	以上	-	258	m ²	未満	37,840	56,760	366	m ²	以上	-	369	m ²	未満	54,120	81,180
258	m ²	以上	-	261	m ²	未満	38,280	57,420	369	m ²	以上	-	372	m ²	未満	54,560	81,840
261	m ²	以上	-	264	m ²	未満	38,720	58,080	372	m ²	以上	-	375	m ²	未満	55,000	82,500
264	m ²	以上	-	267	m ²	未満	39,160	58,740	375	m ²	以上	-	378	m ²	未満	55,440	83,160
267	m ²	以上	-	270	m ²	未満	39,600	59,400	378	m ²	以上	-	381	m ²	未満	55,880	83,820
270	m ²	以上	-	273	m ²	未満	40,040	60,060	381	m ²	以上	-	384	m ²	未満	56,320	84,480
273	m ²	以上	-	276	m ²	未満	40,480	60,720	384	m ²	以上	-	387	m ²	未満	56,760	85,140
276	m ²	以上	-	279	m ²	未満	40,920	61,380	387	m ²	以上	-	390	m ²	未満	57,200	85,800
279	m ²	以上	-	282	m ²	未満	41,360	62,040	390	m ²	以上	-	393	m ²	未満	57,640	86,460
282	m ²	以上	-	285	m ²	未満	41,800	62,700	393	m ²	以上	-	396	m ²	未満	58,080	87,120
285	m ²	以上	-	288	m ²	未満	42,240	63,360	396	m ²	以上	-	399	m ²	未満	58,520	87,780
288	m ²	以上	-	291	m ²	未満	42,680	64,020	399	m ²	以上	-	402	m ²	未満	58,960	88,440
291	m ²	以上	-	294	m ²	未満	43,120	64,680	402	m ²	以上	-	405	m ²	未満	59,400	89,100
294	m ²	以上	-	297	m ²	未満	43,560	65,340	405	m ²	以上	-	408	m ²	未満	59,840	89,760
297	m ²	以上	-	300	m ²	未満	44,000	66,000	408	m ²	以上	-	411	m ²	未満	60,280	90,420
300	m ²	以上	-	303	m ²	未満	44,440	66,660	411	m ²	以上	-	414	m ²	未満	60,720	91,080
303	m ²	以上	-	306	m ²	未満	44,880	67,320	414	m ²	以上	-	417	m ²	未満	61,160	91,740
306	m ²	以上	-	309	m ²	未満	45,320	67,980	417	m ²	以上	-	420	m ²	未満	61,600	92,400
309	m ²	以上	-	312	m ²	未満	45,760	68,640	420	m ²	以上	-	423	m ²	未満	62,040	93,060
312	m ²	以上	-	315	m ²	未満	46,200	69,300	423	m ²	以上	-	426	m ²	未満	62,480	93,720
315	m ²	以上	-	318	m ²	未満	46,640	69,960	426	m ²	以上	-	429	m ²	未満	62,920	94,380
318	m ²	以上	-	321	m ²	未満	47,080	70,620	429	m ²	以上	-	432	m ²	未満	63,360	95,040
321	m ²	以上	-	324	m ²	未満	47,520	71,280	432	m ²	以上	-	435	m ²	未満	63,800	95,700
324	m ²	以上	-	327	m ²	未満	47,960	71,940	435	m ²	以上	-	438	m ²	未満	64,240	96,360

規 格							金 額	照明 付き	規 格							金 額	照明 付き
438	㎡	以上	-	441	㎡	未満	64,680	97,020	549	㎡	以上	-	552	㎡	未満	80,960	121,440
441	㎡	以上	-	444	㎡	未満	65,120	97,680	552	㎡	以上	-	555	㎡	未満	81,400	122,100
444	㎡	以上	-	447	㎡	未満	65,560	98,340	555	㎡	以上	-	558	㎡	未満	81,840	122,760
447	㎡	以上	-	450	㎡	未満	66,000	99,000	558	㎡	以上	-	561	㎡	未満	82,280	123,420
450	㎡	以上	-	453	㎡	未満	66,440	99,660	561	㎡	以上	-	564	㎡	未満	82,720	124,080
453	㎡	以上	-	456	㎡	未満	66,880	100,320	564	㎡	以上	-	567	㎡	未満	83,160	124,740
456	㎡	以上	-	459	㎡	未満	67,320	100,980	567	㎡	以上	-	570	㎡	未満	83,600	125,400
459	㎡	以上	-	462	㎡	未満	67,760	101,640	570	㎡	以上	-	573	㎡	未満	84,040	126,060
462	㎡	以上	-	465	㎡	未満	68,200	102,300	573	㎡	以上	-	576	㎡	未満	84,480	126,720
465	㎡	以上	-	468	㎡	未満	68,640	102,960	576	㎡	以上	-	579	㎡	未満	84,920	127,380
468	㎡	以上	-	471	㎡	未満	69,080	103,620	579	㎡	以上	-	582	㎡	未満	85,360	128,040
471	㎡	以上	-	474	㎡	未満	69,520	104,280	582	㎡	以上	-	585	㎡	未満	85,800	128,700
474	㎡	以上	-	477	㎡	未満	69,960	104,940	585	㎡	以上	-	588	㎡	未満	86,240	129,360
477	㎡	以上	-	480	㎡	未満	70,400	105,600	588	㎡	以上	-	591	㎡	未満	86,680	130,020
480	㎡	以上	-	483	㎡	未満	70,840	106,260	591	㎡	以上	-	594	㎡	未満	87,120	130,680
483	㎡	以上	-	486	㎡	未満	71,280	106,920	594	㎡	以上	-	597	㎡	未満	87,560	131,340
486	㎡	以上	-	489	㎡	未満	71,720	107,580	597	㎡	以上	-	600	㎡	未満	88,000	132,000
489	㎡	以上	-	492	㎡	未満	72,160	108,240	600	㎡	以上	-	603	㎡	未満	88,440	132,660
492	㎡	以上	-	495	㎡	未満	72,600	108,900	603	㎡	以上	-	606	㎡	未満	88,880	133,320
495	㎡	以上	-	498	㎡	未満	73,040	109,560	606	㎡	以上	-	609	㎡	未満	89,320	133,980
498	㎡	以上	-	501	㎡	未満	73,480	110,220	609	㎡	以上	-	612	㎡	未満	89,760	134,640
501	㎡	以上	-	504	㎡	未満	73,920	110,880	612	㎡	以上	-	615	㎡	未満	90,200	135,300
504	㎡	以上	-	507	㎡	未満	74,360	111,540	615	㎡	以上	-	618	㎡	未満	90,640	135,960
507	㎡	以上	-	510	㎡	未満	74,800	112,200	618	㎡	以上	-	621	㎡	未満	91,080	136,620
510	㎡	以上	-	513	㎡	未満	75,240	112,860	621	㎡	以上	-	624	㎡	未満	91,520	137,280
513	㎡	以上	-	516	㎡	未満	75,680	113,520	624	㎡	以上	-	627	㎡	未満	91,960	137,940
516	㎡	以上	-	519	㎡	未満	76,120	114,180	627	㎡	以上	-	630	㎡	未満	92,400	138,600
519	㎡	以上	-	522	㎡	未満	76,560	114,840	630	㎡	以上	-	633	㎡	未満	92,840	139,260
522	㎡	以上	-	525	㎡	未満	77,000	115,500	633	㎡	以上	-	636	㎡	未満	93,280	139,920
525	㎡	以上	-	528	㎡	未満	77,440	116,160	636	㎡	以上	-	639	㎡	未満	93,720	140,580
528	㎡	以上	-	531	㎡	未満	77,880	116,820	639	㎡	以上	-	642	㎡	未満	94,160	141,240
531	㎡	以上	-	534	㎡	未満	78,320	117,480	642	㎡	以上	-	645	㎡	未満	94,600	141,900
534	㎡	以上	-	537	㎡	未満	78,760	118,140	645	㎡	以上	-	648	㎡	未満	95,040	142,560
537	㎡	以上	-	540	㎡	未満	79,200	118,800	648	㎡	以上	-	651	㎡	未満	95,480	143,220
540	㎡	以上	-	543	㎡	未満	79,640	119,460	651	㎡	以上	-	654	㎡	未満	95,920	143,880
543	㎡	以上	-	546	㎡	未満	80,080	120,120	654	㎡	以上	-	657	㎡	未満	96,360	144,540
546	㎡	以上	-	549	㎡	未満	80,520	120,780	657	㎡	以上	-	660	㎡	未満	96,800	145,200

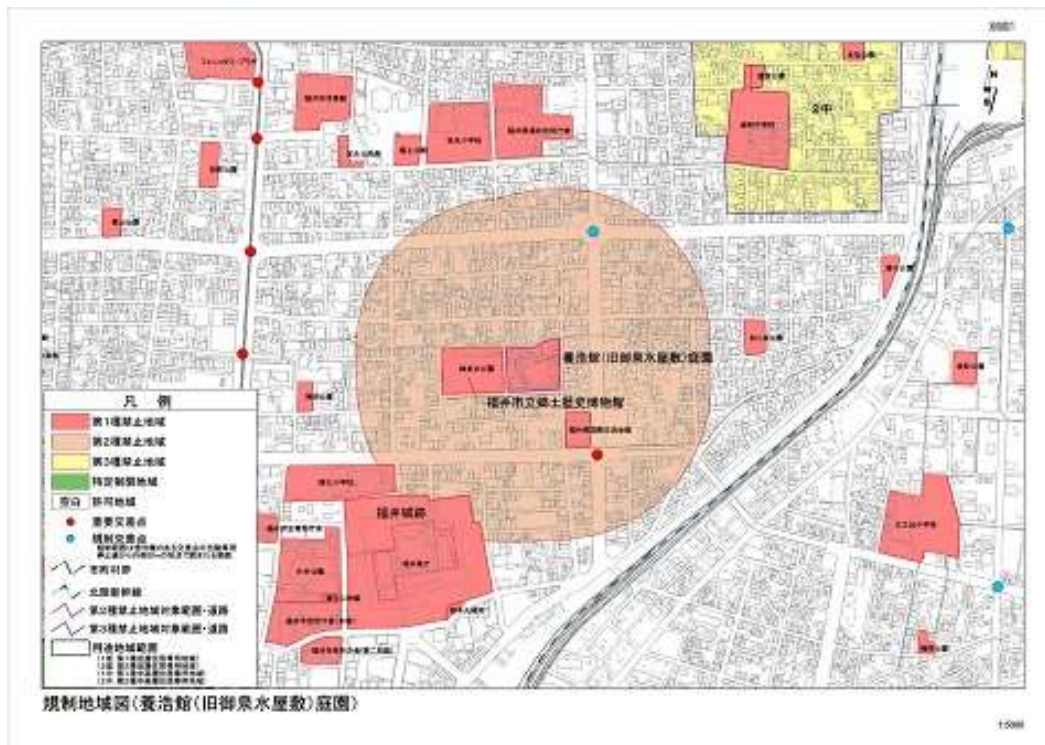
規 格						金 額	照明 付き	規 格						金 額	照明 付き		
660	m ²	以上	-	663	m ²	未満	97,240	145,860	771	m ²	以上	-	774	m ²	未満	113,520	170,280
663	m ²	以上	-	666	m ²	未満	97,680	146,520	774	m ²	以上	-	777	m ²	未満	113,960	170,940
666	m ²	以上	-	669	m ²	未満	98,120	147,180	777	m ²	以上	-	780	m ²	未満	114,400	171,600
669	m ²	以上	-	672	m ²	未満	98,560	147,840	780	m ²	以上	-	783	m ²	未満	114,840	172,260
672	m ²	以上	-	675	m ²	未満	99,000	148,500	783	m ²	以上	-	786	m ²	未満	115,280	172,920
675	m ²	以上	-	678	m ²	未満	99,440	149,160	786	m ²	以上	-	789	m ²	未満	115,720	173,580
678	m ²	以上	-	681	m ²	未満	99,880	149,820	789	m ²	以上	-	792	m ²	未満	116,160	174,240
681	m ²	以上	-	684	m ²	未満	100,320	150,480	771	m ²	以上	-	774	m ²	未満	113,520	170,280
684	m ²	以上	-	687	m ²	未満	100,760	151,140	774	m ²	以上	-	777	m ²	未満	113,960	170,940
687	m ²	以上	-	690	m ²	未満	101,200	151,800	777	m ²	以上	-	780	m ²	未満	114,400	171,600
690	m ²	以上	-	693	m ²	未満	101,640	152,460	780	m ²	以上	-	783	m ²	未満	114,840	172,260
693	m ²	以上	-	696	m ²	未満	102,080	153,120	783	m ²	以上	-	786	m ²	未満	115,280	172,920
696	m ²	以上	-	699	m ²	未満	102,520	153,780	786	m ²	以上	-	789	m ²	未満	115,720	173,580
699	m ²	以上	-	702	m ²	未満	102,960	154,440	789	m ²	以上	-	792	m ²	未満	116,160	174,240
702	m ²	以上	-	705	m ²	未満	103,400	155,100									
705	m ²	以上	-	708	m ²	未満	103,840	155,760									
708	m ²	以上	-	711	m ²	未満	104,280	156,420									
711	m ²	以上	-	714	m ²	未満	104,720	157,080									
714	m ²	以上	-	717	m ²	未満	105,160	157,740									
717	m ²	以上	-	720	m ²	未満	105,600	158,400									
720	m ²	以上	-	723	m ²	未満	106,040	159,060									
723	m ²	以上	-	726	m ²	未満	106,480	159,720									
726	m ²	以上	-	729	m ²	未満	106,920	160,380									
729	m ²	以上	-	732	m ²	未満	107,360	161,040									
732	m ²	以上	-	735	m ²	未満	107,800	161,700									
735	m ²	以上	-	738	m ²	未満	108,240	162,360									
738	m ²	以上	-	741	m ²	未満	108,680	163,020									
741	m ²	以上	-	744	m ²	未満	109,120	163,680									
744	m ²	以上	-	747	m ²	未満	109,560	164,340									
747	m ²	以上	-	750	m ²	未満	110,000	165,000									
750	m ²	以上	-	753	m ²	未満	110,440	165,660									
753	m ²	以上	-	756	m ²	未満	110,880	166,320									
756	m ²	以上	-	759	m ²	未満	111,320	166,980									
759	m ²	以上	-	762	m ²	未満	111,760	167,640									
762	m ²	以上	-	765	m ²	未満	112,200	168,300									
765	m ²	以上	-	768	m ²	未満	112,640	168,960									
768	m ²	以上	-	771	m ²	未満	113,080	169,620									

(参考：別図)

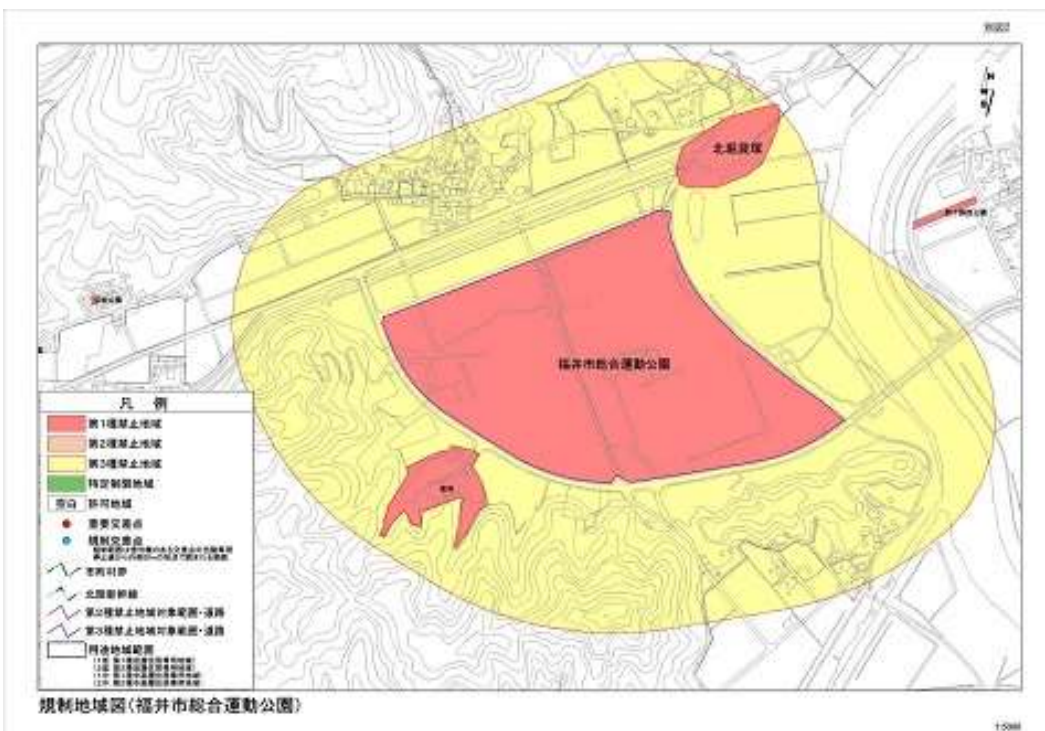
規制内容が全て反映されたものではありません。

詳細については、必ずお問い合わせをお願いいたします。

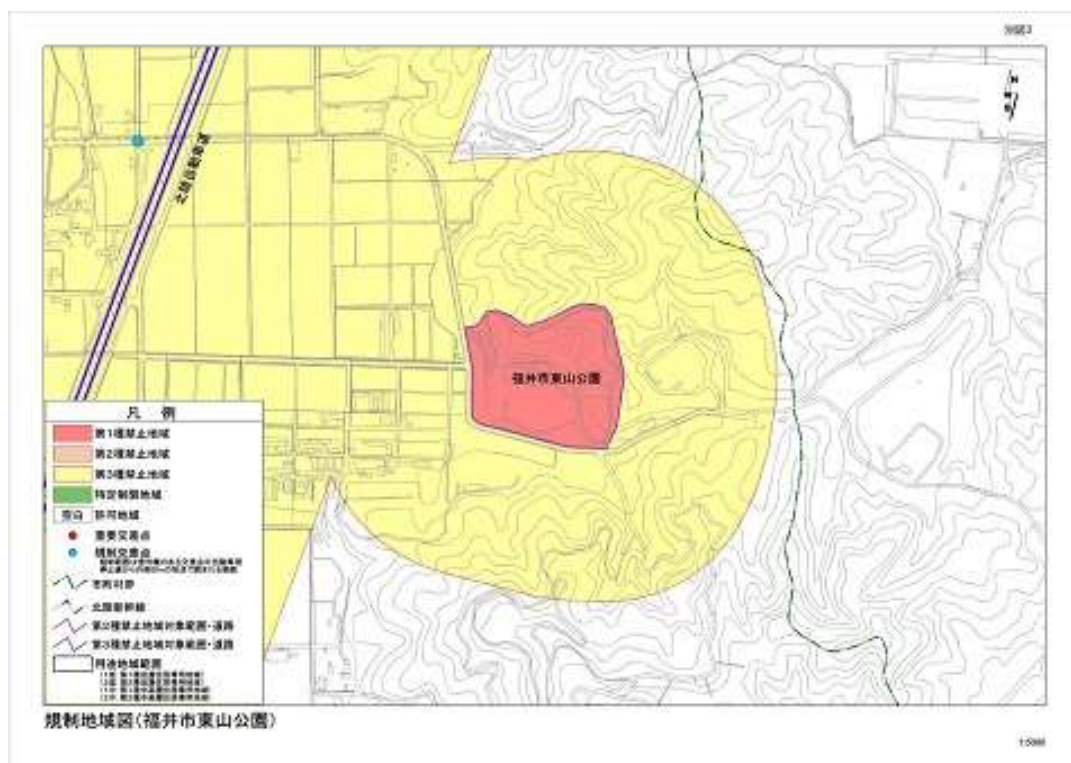
別図1 養浩館(旧御泉水屋敷)庭園



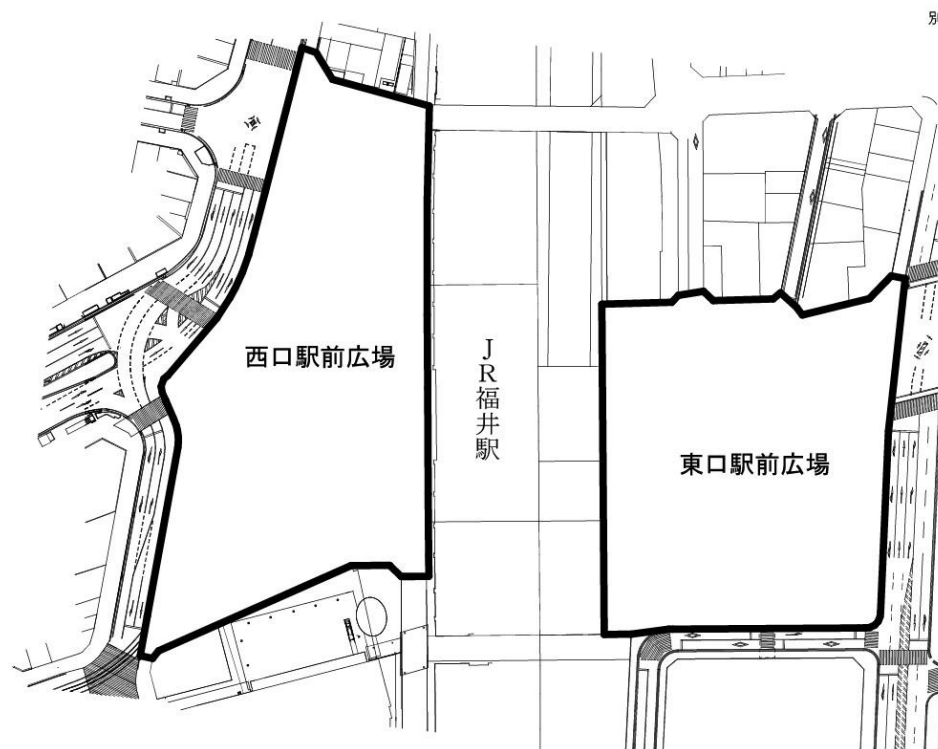
別図2 福井市総合運動公園



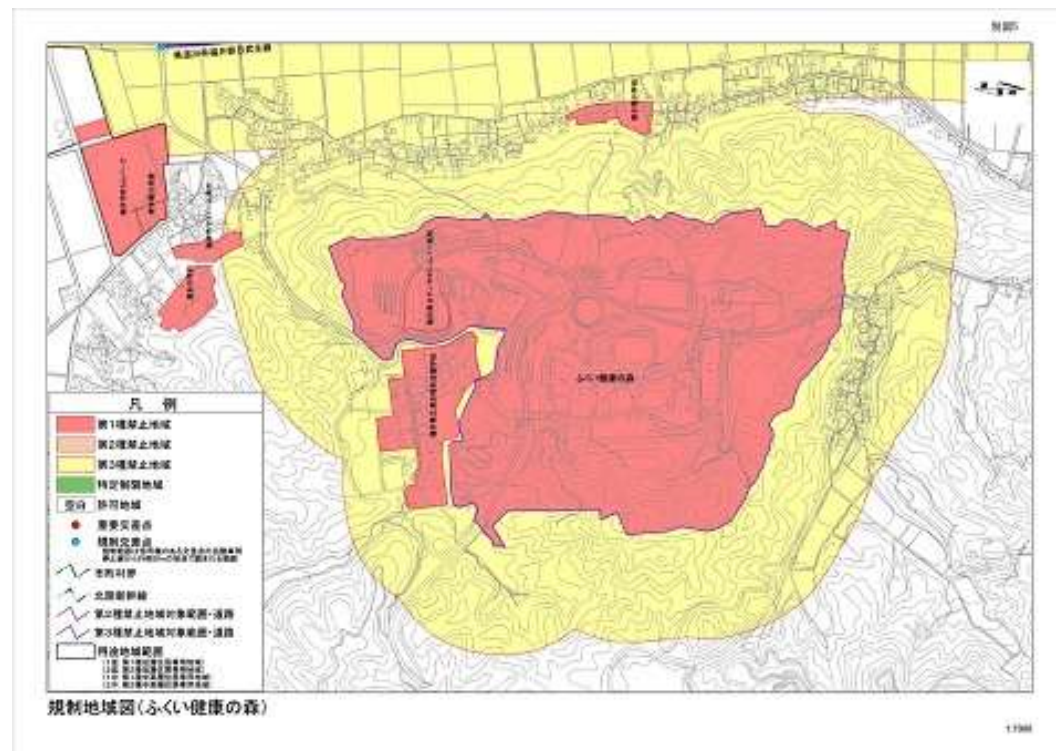
別図3 福井市東山健康運動公園



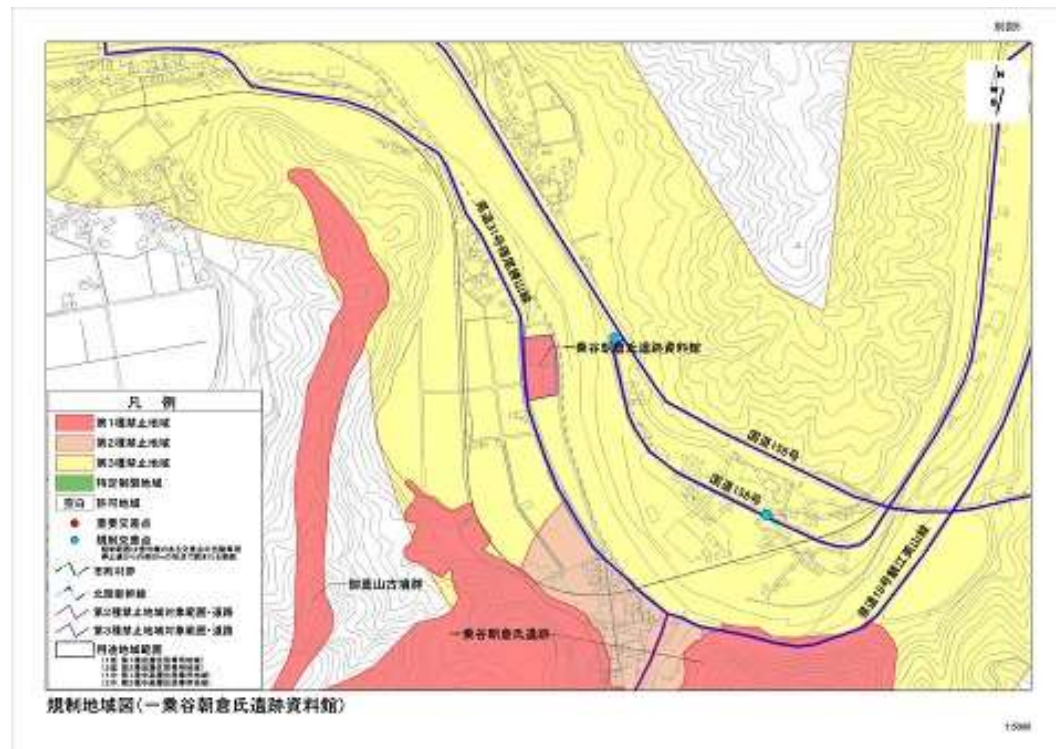
別図4 福井駅西口駅前広場・福井駅東口駅前広場



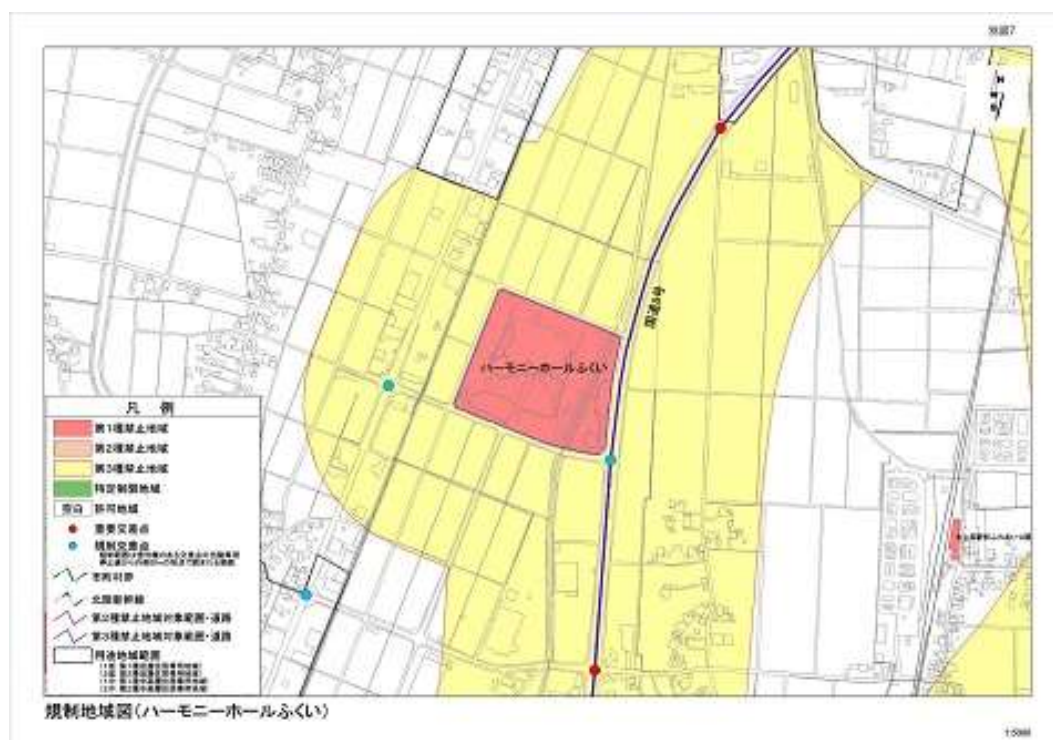
別図5 ふくい健康の森



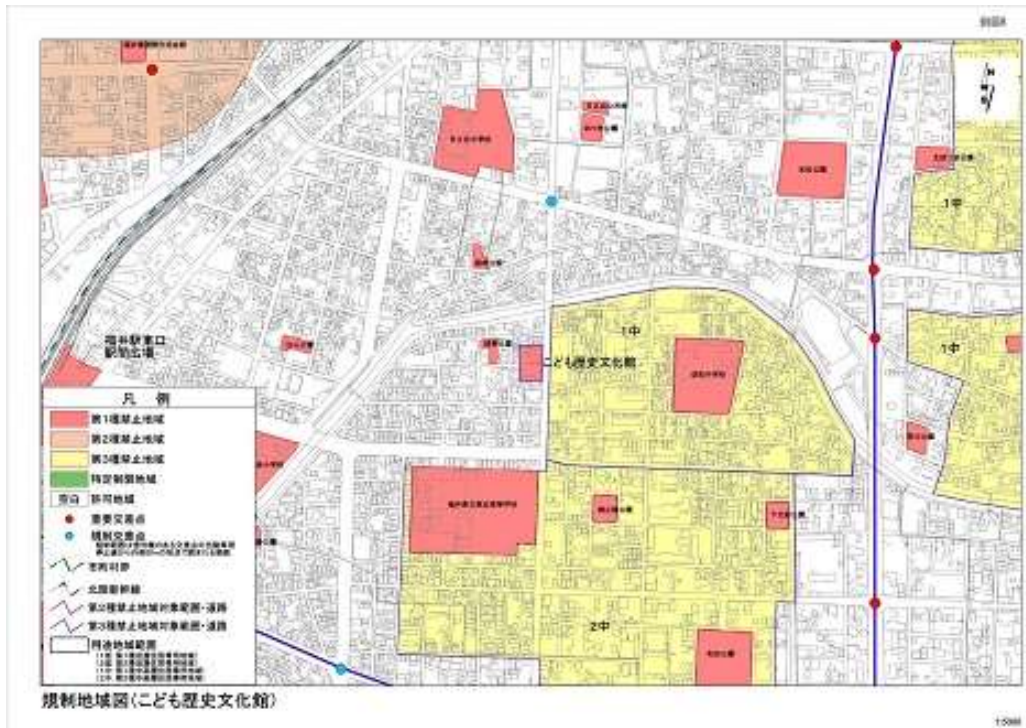
別図6 一乗谷朝倉氏遺跡資料館



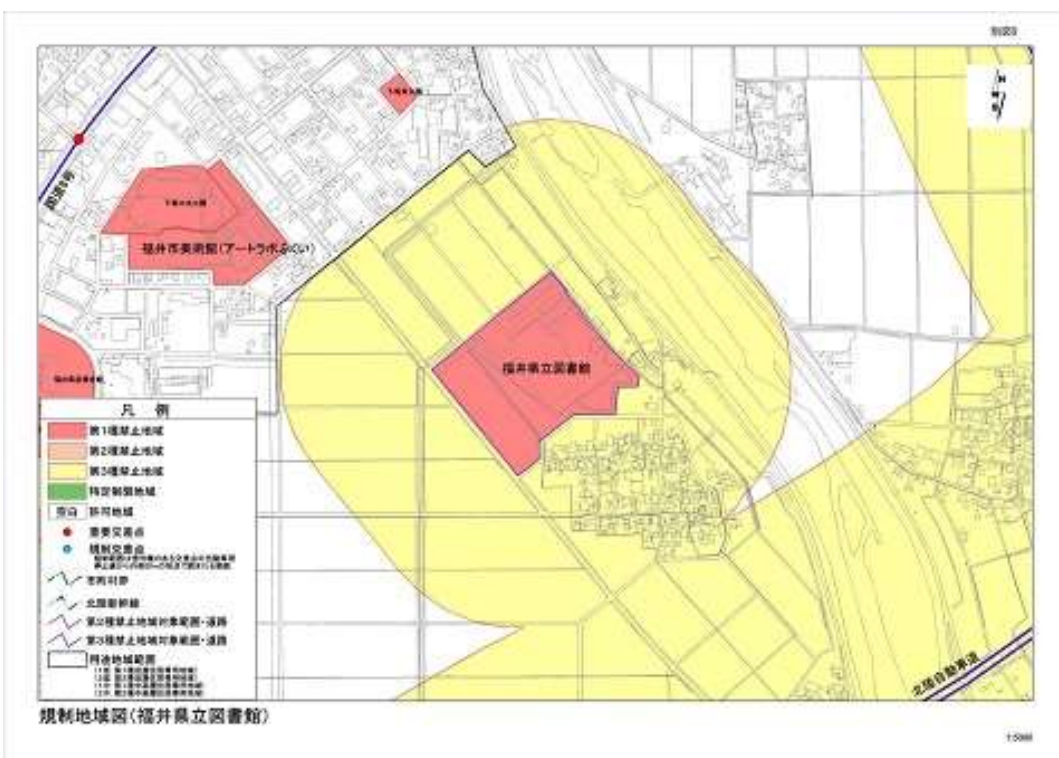
別図7 福井県立音楽堂



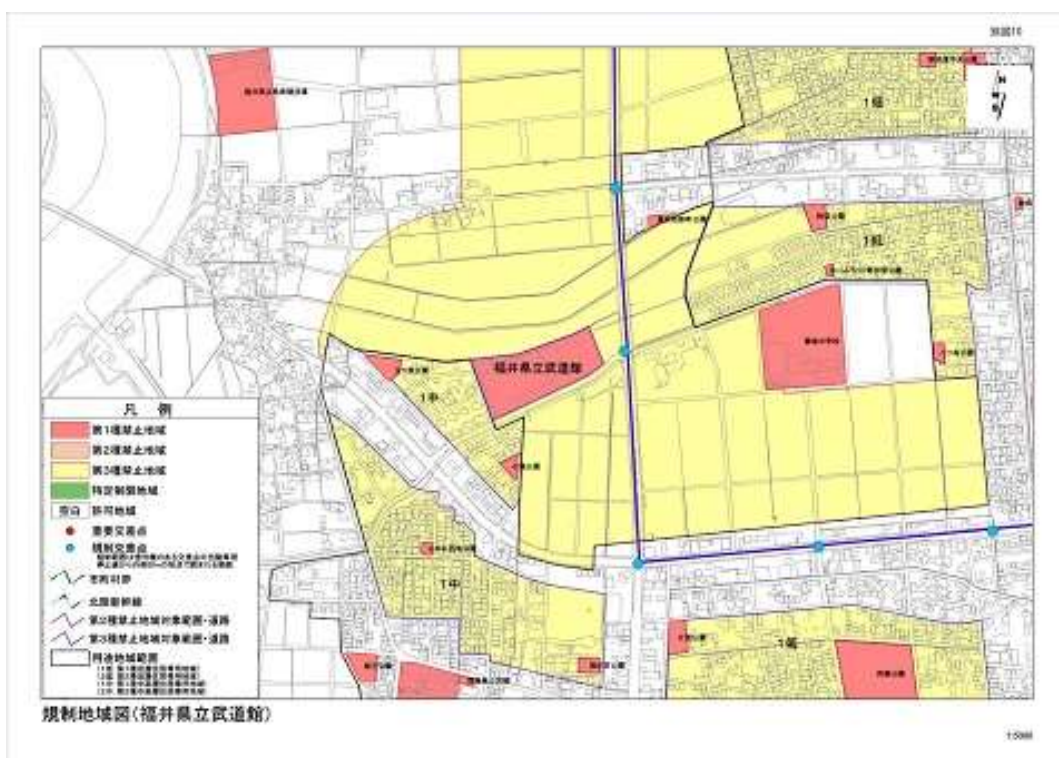
別図8 福井県立こども歴史文化館



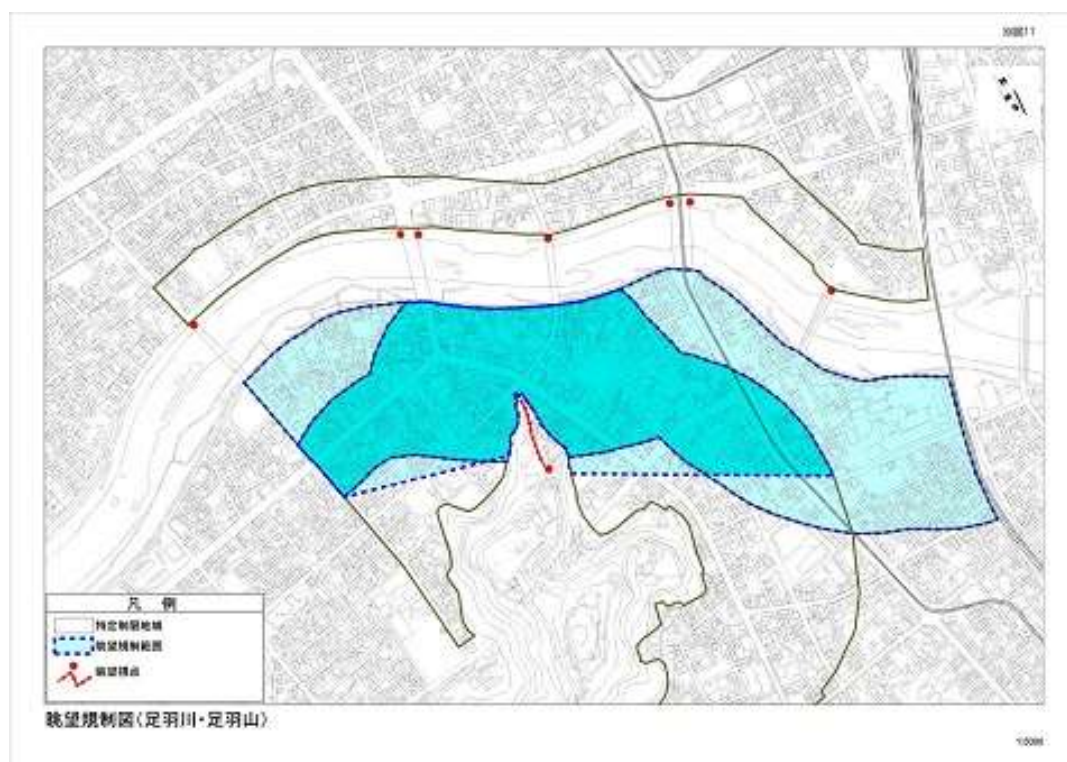
別図9 福井県立図書館



別図10 福井県立武道館



別図11 足羽川及び足羽山（視点場・眺望規制範囲等）



別図12 養浩館庭園

